

第54回社会保障審議会年金数理部会

資料 1-2

平成 25 年 3 月 29 日

第2章 財政状況

本章では、公的年金各制度の財政収支、被保険者、受給権者の状況及び年金扶養比率、総合費用率などの財政指標の状況について述べる。

1 財政収支の現状及び推移

(1) 平成23年度の財政収支状況の概況

(i) 平成23年度の財政収支状況

図表2-1-1は、平成23(2011)年度の決算における財政収支状況をまとめたものである。本表は、各制度の決算で基準となっている簿価ベースの数値で記載しているが、参考として時価ベースの数値も記載している。

(公的年金全体の収入：保険料収入29.4兆円、国庫・公経済負担11.5兆円等)

公的年金全体の平成23(2011)年度の収入の内訳をみると、保険料収入が29兆4,019億円、国庫・公経済負担が11兆4,963億円、運用収入が簿価ベースで7,434億円などとなっている。

追加費用¹は、国共済及び地共済の収入項目で1兆5,143億円、独立行政法人福祉医療機構納付金²は、厚生年金及び国民年金の収入項目で3,805億円となっている。

また、厚生年金及び国民年金の収入項目には、積立金より受入5兆6,272億円がある。これは、平成16年改正以降、積立金を活用する有限均衡方式での財政運営となっていることから、当年度の事業運営上の財源に充てるため必要があるときには、あらかじめ積立金からの繰入を当年度の予算に計上しているものである。当年度の給付等の支出を支障なく行うという事業運営の観点から行われているものであるが、年金財政の観点からは収入から除外する必要がある³。

¹ 追加費用は、年金給付のうち制度発足前の期間である恩給公務員期間等の期間、すなわち基本的には国共済は昭和34(1959)年前、地共済は昭和37(1962)年前の期間に対応する部分に係る費用を、国又は地方公共団体等が事業主として負担しているものである。(本節「(2)(iii)追加費用」も参照のこと。)

² 独立行政法人福祉医療機構納付金は、旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を承継した独立行政法人福祉医療機構が、当該業務で回収した回収金を年金特別会計の厚生年金勘定及び国民年金勘定へ納付したものである。旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、事業の廃止に必要な費用等を平成17(2005)年度に厚生年金及び国民年金が支出したことに対応して、18(2006)年度以降、年金住宅融資回収金等が収入となっている。

³ 年金財政の観点から「積立金より受入」等の項目を除いて比較・分析した「単年度収支状況」については、図表2-1-3を参照。

この他、収入として、基礎年金拠出金収入(21兆4,344億円)、基礎年金交付金(3兆4,647億円)、国共済組合連合会等拠出金収入(284億円)、財政調整拠出金収入(97億円)、年金保険者拠出金に係る還付金分(84億円：その他に計上)があるが、これらは公的年金全体ではそれぞれ対応する支出と相殺している⁴。

したがって、公的年金全体の財政収支状況をみる場合には、公的年金制度内でのやりとりであるこれらの項目を収入・支出両面から除く必要がある(図表2-1-2参照)。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他では、基礎年金勘定の前年度剰余金受入(2兆4,657億円)を除いている。こうした考え方に基づいて算出した公的年金制度全体の収入総額(簿価ベース)は、49兆5,279億円である。ただし、この中には、厚生年金及び国民年金の積立金より受入(5兆6,272億円)が含まれている。

(公的年金全体の支出：年金給付費48.9兆円等)

一方、平成23(2011)年度の公的年金全体での支出は、給付費⁵が48兆8,675億円などとなっている。前述の考え方に基づき、公的年金制度内でのやりとりを除いて算出した公的年金全体の支出総額は、49兆2,274億円である。

(公的年金全体の積立金：簿価ベース166.0兆円、時価ベース167.9兆円)

公的年金全体の平成23(2011)年度末の積立金⁶は、簿価ベース166兆250億円、時価ベース167兆8,694億円である。対前年度で、簿価ベース5兆8,497億円の減、時価ベース2兆8,509億円の減となっている。

⁴ 「基礎年金拠出金収入」は、各制度の支出項目である「基礎年金拠出金」に対応して、受け入れ側の国民年金(基礎年金勘定)の収入項目となっているもので、公的年金制度の合計でみると、収入・支出の双方に同額が計上され、財政的には相殺されている。同様に、収入項目の「基礎年金交付金」、「国共済組合連合会等拠出金収入」、「財政調整拠出金収入」に対して、それぞれ支出項目の「基礎年金相当給付費(みなし基礎年金給付費)」、「年金保険者拠出金」、「財政調整拠出金」が対応しており、公的年金制度の合計ではそれぞれ相殺されている。また、平成23(2011)年度については「年金保険者拠出金に係る還付金」(その他に計上)が発生しており、これも公的年金制度内で相殺されている。

⁵ 給付費のうち、被用者年金各制度及び国民年金勘定の給付費には、その一部として基礎年金相当給付費が含まれており、これと基礎年金勘定の給付費である基礎年金給付費がいわゆる1階部分にあたる給付費となる。また、各制度が拠出した基礎年金拠出金、年金保険者拠出金、基礎年金相当給付費(いずれも公的年金全体では対応する収入項目と相殺している。)は、他制度の収入として受け入れられた後、最終的には公的年金制度の給付費の一部として支出される(図表2-1-2を参照)。

⁶ この積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

第2章◆財政状況

図表 2-1-1 財政収支状況 —平成 23 年度—

区 分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		合計	公的年金 制度全体
					国民年金 勘定	基礎年金 勘定		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
収入総額 簿価ベース	403,781	20,218	54,276	5,216	46,731	239,171	769,391	495,279
保険料収入	234,699	10,535	29,429	3,549	15,807	-	294,019	294,019
国庫・公経済負担	84,992	2,903	7,312	1,097	18,660	-	114,963	114,963
追加費用	-	4,077	11,065	-	-	-	15,143	15,143
運用収入 簿価ベース	1,403	1,534	3,969	405	15	108	7,434	7,434
(再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)	(1,386)				(12)		(1,398)	(1,398)
基礎年金交付金	19,639	1,031	2,360	88	11,529	-	34,647	②
国共済組合連合会等拠出金収入	284	-	-	-	-	-	284	④
財政調整拠出金収入	-	97	-	-	-	-	97	③
職域等費用納付金	2,186	-	-	-	-	-	2,186	2,186
解散厚生年金基金等徴収金	919	-	-	-	-	-	919	919
基礎年金拠出金収入	-	-	-	-	-	214,344	214,344	①
独立行政法人福祉医療機構納付金	3,605	-	-	-	199	-	3,805	3,805
積立金より受入	55,772	-	-	-	500	-	56,272	56,272
その他	281	41	140	77	20	24,719	25,279	※ 539
支出総額	397,473	22,590	61,118	5,142	46,398	209,008	741,729	492,274
給付費	237,342	16,665	45,710	2,718	11,884	174,356	488,675	488,675
基礎年金拠出金	159,002	5,644	14,388	2,157	33,152	-	214,344	①
年金保険者拠出金	-	23	42	219	-	-	284	④
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	-	-	-	-	-	34,647	34,647	②
財政調整拠出金	-	-	97	-	-	-	97	③
その他	1,129	259	880	48	1,361	5	3,682	3,599
収支残 簿価ベース	6,308	△2,372	△6,842	73	333	30,163	27,662	3,005
年度末積立金 簿価ベース	1,085,263	79,451	376,816	34,156	77,318	7,246	1,660,250	1,660,250
年度末積立金の 対前年度増減額 簿価ベース	△49,341	△2,372	△6,842	73	△15	-	△58,497	△58,497

(参考)

運用収入 時価ベース	24,201	1,617	8,120	606	1,662	108	36,315	36,315
年度末積立金 時価ベース	1,114,990	78,895	364,483	34,055	79,025	7,246	1,678,694	1,678,694
年度末積立金の 対前年度増減額 時価ベース	△26,542	△2,047	△1,873	322	1,632	-	△28,509	△28,509

注1 厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金を含んでいる。

注2 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の時価ベースの運用収入を加えたものである。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。

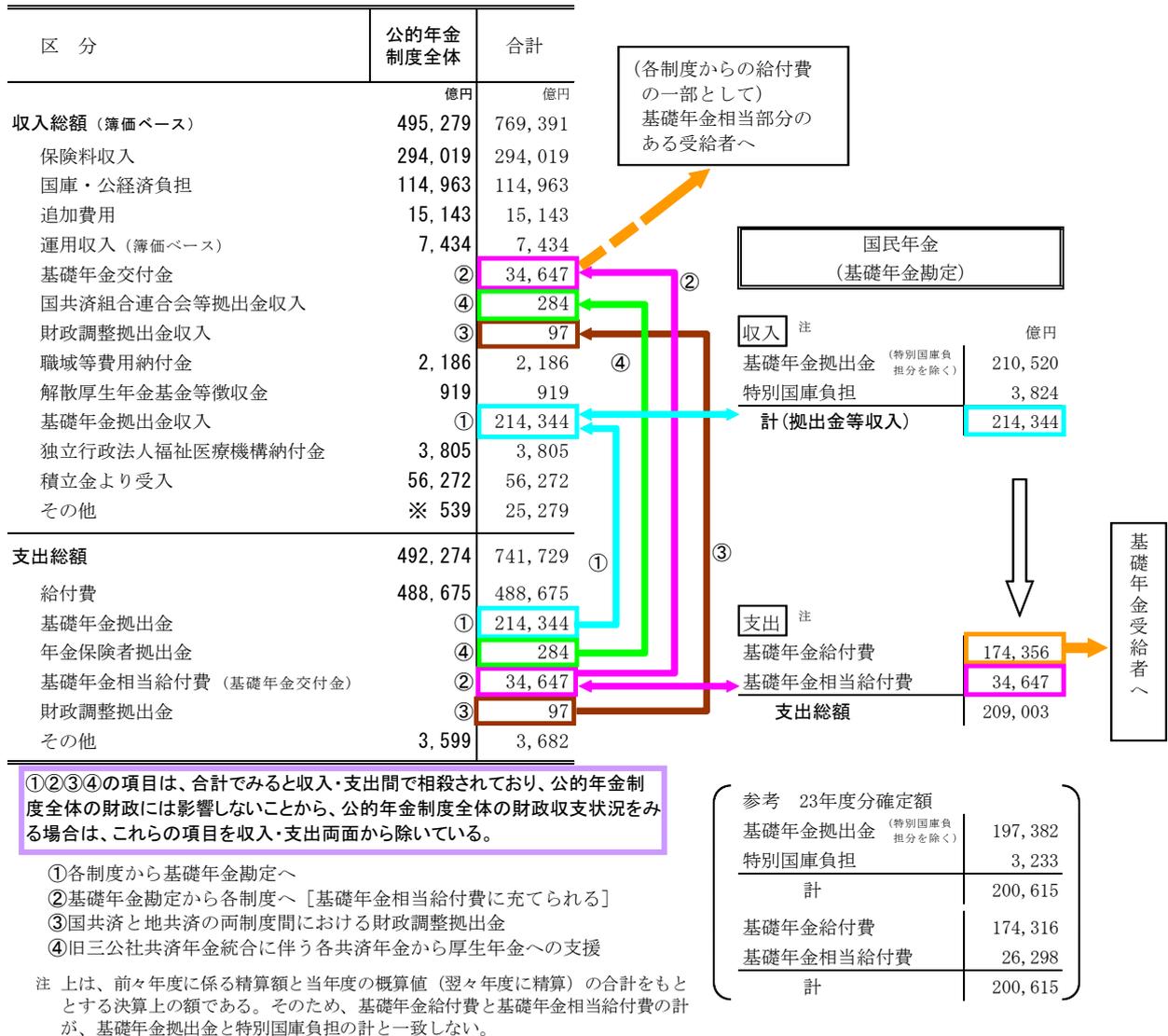
注3 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

注5 厚生年金には、厚生年金基金が代行している部分は含まれていない。

注6 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、合計のうち、公的年金制度内でのやりとり(①～④及びその他のうち年金保険者拠出金に係る還付金分84億円)について、収入・支出両面から除いている。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他(※)では、基礎年金勘定の前年度剰余金受入24,657億円を除いている。

図表 2-1-2 財政収支状況 -平成 23 年度-



図表 2-1-2 の補足 （矢印で示されている項目間関係について）

収入項目にある「基礎年金交付金」は、国民年金（基礎年金勘定）から各被用者年金と国民年金（国民年金勘定）に交付又は繰り入れられるもので、昭和 60 年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち基礎年金に相当する給付に要する費用に充てられるものである。旧法年金の給付費のうち基礎年金相当とされる部分は、「基礎年金相当給付費」または「みなし基礎年金給付費」と呼ばれる。この「基礎年金相当給付費」と（新法）基礎年金の給付に要する費用である「基礎年金給付費」の合計から「特別国庫負担」を除いた分を、被用者年金各制度と国民年金が分担して負担する注。支出項目にある「基礎年金拠出金」がその分担分である。

注 分担額を決める仕組みは、用語解説「基礎年金拠出金」の項を参照のこと。

また、収入項目にある「国共済組合連合会等拠出金収入」と、支出項目にある「年金保険者拠出金」は、旧三公社共済年金が平成 9 (1997) 年度に厚生年金に統合されたことに伴い、共済年金各制度が厚生年金に対して行うことになった拠出に関する項目である。共済年金各制度が厚生年金に納付する額が「年金保険者拠出金」、厚生年金の受ける額が「国共済組合連合会等拠出金収入」である。

(ii) 平成 23 年度の単年度収支状況

図表 2-1-3 は、平成 23(2011)年度の単年度収支状況⁷である。これは、年金数理部会が公的年金の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したものである。経済状況を反映して運用収入の変動が大きくなっているため、「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益」の2つに分けて分析している。

公的年金全体の平成 23(2011)年度の運用損益分を除いた単年度の収入総額は 43 兆 1,573 億円、単年度の支出総額は 49 兆 1,168 億円、収支残は△5 兆 9,594 億円となっている。一方で運用による損益は時価ベースで 3 兆 6,315 億円のプラスとなっており、公的年金全体の時価ベースの年度末積立金は、対前年度で 2 兆 8,509 億円減の 167 兆 8,694 億円となっている。

被用者年金及び国民年金（国民年金勘定）について制度別にみると、すべての制度で、運用損益分を除いた単年度収支残はマイナス、運用による損益（時価ベース）はプラスとなっている。結果として、時価ベースの年度末積立金は、厚生年金、国共済及び地共済で減少する一方、私学共済及び国民年金（国民年金勘定）では増加している。

⁷ ここでは、

- ①単年度の収入総額は、「運用収入」、厚生年金及び国民年金勘定の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出
- ②単年度の支出総額は、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている。

図表 2-1-3 単年度収支状況 -平成 23 年度-

【年金数理部会が年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

区 分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		合計	公的年金 制度全体
					国民年金 勘定	基礎年金 勘定		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
収入 (単年度)								
総額	346,606	18,684	50,307	4,811	46,215	214,406	681,029	431,573
保険料収入	234,699	10,535	29,429	3,549	15,807	-	294,019	294,019
国庫・公経済負担	84,992	2,903	7,312	1,097	18,660	-	114,963	114,963
追加費用	-	4,077	11,065	-	-	-	15,143	15,143
基礎年金交付金	19,639	1,031	2,360	88	11,529	-	34,647	②
国共済組合連合会等拠出金収入	284	-	-	-	-	-	284	④
財政調整拠出金収入	-	97	-	-	-	-	97	③
職域等費用納付金	2,186	-	-	-	-	-	2,186	2,186
解散厚生年金基金等徴収金	919	-	-	-	-	-	919	919
基礎年金拠出金収入	-	-	-	-	-	214,344	214,344	①
独立行政法人福祉医療機構納付金	3,605	-	-	-	199	-	3,805	3,805
その他	281	41	140	77	20	62	622	539
支出 (単年度)								
総額	397,473	22,349	60,299	5,096	46,398	209,008	740,623	491,168
給付費	237,342	16,665	45,710	2,718	11,884	174,356	488,675	488,675
基礎年金拠出金	159,002	5,644	14,388	2,157	33,152	-	214,344	①
年金保険者拠出金	-	23	42	219	-	-	284	④
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	-	-	-	-	-	34,647	34,647	②
財政調整拠出金	-	-	97	-	-	-	97	③
その他	1,129	18	61	1	1,361	5	2,576	2,492
運用損益分を除いた単年度収支残	△50,867	△3,665	△9,992	△285	△183	5,398	△59,594	△59,594
運用による損益 時価ベース	24,201	1,617	8,120	606	1,662	108	36,315	36,315
年度末積立金の 時価ベース 対前年度増減額	△26,542	△2,047	△1,873	322	1,632	-	△28,509	△28,509
年度末積立金 時価ベース	1,114,990	78,895	364,483	34,055	79,025	7,246	1,678,694	1,678,694

注1 この表の単年度収支状況は、公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、収入では運用収入、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の積立金より受入、基礎年金勘定の前年度剰余金受入を除き、支出では国共済・地共済・私学共済の有価証券売却損等をその他から除いて算出した上、収入総額と支出総額の差を運用損益分を除いた単年度収支残として算出している。

注2 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用損益は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の時価ベースの運用収入を加えたものである。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用損益は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。

注3 基礎年金拠出金収入、国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

注5 厚生年金には、厚生年金基金が代行している部分は含まれていない。

注6 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、合計のうち、公的年金制度内でのやりとり(①～④及びその他のうち年金保険者拠出金に係る還付金分)について収入・支出両面から除いている。

(2) 収入の推移

(i) 保険料収入 ー被用者年金で増加、国民年金で減少ー

図表 2-1-4 は、保険料収入の推移を示したものである。平成 23(2011)年度には、国民年金が△5.4%と大きく減少した一方、被用者年金では厚生年金 3.3%、国共済 2.3%、地共済 0.9%、私学共済 3.8%とすべての制度で増加しており、公的年金全体では対前年度で 2.5%増の 29 兆 4,019 億円となった。

図表 2-1-4 保険料収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
12	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
17	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
18	209,835			10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435
19	219,691			10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029
20	226,905			10,432	30,188	3,190	270,716	17,470	288,186
21	222,409			10,327	29,499	3,299	265,534	16,950	282,483
22	227,252			10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
23	234,699			10,535	29,429	3,549	278,212	15,807	294,019
対前年度増減率 (%)									
17	3.1			0.7	1.2	4.1	2.8	0.6	2.6
18	4.6			0.4	0.7	4.6	4.0	△2.3	3.5
19	4.7			0.2	0.2	4.5	4.0	△2.4	3.5
20	3.3			0.8	△0.6	4.6	2.8	△6.0	2.2
21	△2.0			△1.0	△2.3	3.4	△1.9	△3.0	△2.0
22	2.2			△0.3	△1.1	3.6	1.7	△1.4	1.5
23	3.3			2.3	0.9	3.8	3.0	△5.4	2.5

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

平成 23(2011)年度における被用者年金の保険料収入の増加要因を分析⁸すると、図表 2-1-5 に示したように、各制度とも保険料率が引き上げられたこと（図表 2-1-6 参照）が最も大きな要因となっている。また、私学共済では被保険者数が増加したことの影響（1.6%）も大きい。

⁸ 保険料収入の増減要因の分析方法については、第2章の章末の《参考1》を参照。

図表 2-1-5 保険料収入の増減の要因分析 -平成 23 年度-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
保険料収入の対前年度増減率	3.3	2.3	0.9	3.8
要因別の寄与分				
被保険者数	0.3	0.9	△0.7	1.6
1人当たり標準報酬額	0.2	△1.0	△0.5	△0.7
保険料率	2.2	2.3	2.3	2.8
その他	0.5	0.1	△0.2	0.0

注1 要因別の寄与分は年金数理部会で推計したものであり、前年度の保険料収入に対する率で表している。

注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

注3 保険料率は、収納月を考慮して加重平均したものをを用いている。

図表 2-1-6 公的年金各制度の保険料（率）

年度	厚生年金					国共済	地共済	私学共済	国民年金
	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業	農林年金					
平成7	16.5	19.59 (4月)	16.26	19.07	18.54 (4月)	17.44	15.84	12.8 (4月)	11,700 (4月)
8	17.35 (10月)	20.09 (10月)	17.21 (10月)	19.92 (10月)	↓	18.39 (10月)	16.56 (12月)	↓	12,300 (4月)
9	↓	厚生年金	17.35 (4月)	↓	19.49 (4月)	↓	↓	13.3 (4月)	12,800 (4月)
10	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	13,300 (4月)
11	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
12	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
13	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
14	↓	↓	↓	↓	厚生年金	↓	↓	↓	↓
15	13.58(4月)	15.69(4月)	厚生年金と同じ	15.55(4月)	15.22(4月)	14.38(4月)	12.96(4月)	10.46(4月)	↓
16	13.934(10月)	↓	〃	↓	14.704(10月)	14.509(10月)	13.384(10月)	↓	↓
17	14.288(9月)	↓	〃	↓	15.058(9月)	14.638(9月)	13.738(9月)	10.814(4月)	13,580 (4月)
18	14.642(9月)	↓	〃	↓	15.412(9月)	14.767(9月)	14.092(9月)	11.168(4月)	13,860 (4月)
19	14.996(9月)	↓	〃	↓	15.766(9月)	14.896(9月)	14.446(9月)	11.522(4月)	14,100 (4月)
20	15.350(9月)	↓	〃	↓	16.120(9月)	15.025(9月)	14.800(9月)	11.876(4月)	14,410 (4月)
					15.350(10月)				
21	15.704(9月)	厚生年金と同じ	厚生年金と同じ	厚生年金と同じ	厚生年金と同じ	15.154(9月)	15.154(9月)	12.230(4月)	14,660 (4月)
22	16.058(9月)	〃	〃	〃	〃	15.508(9月)	15.508(9月)	12.584(4月)	15,100 (4月)
23	16.412(9月)	〃	〃	〃	〃	15.862(9月)	15.862(9月)	12.938(4月)	15,020 (4月)
24	16.766(9月)	〃	〃	〃	〃	16.216(9月)	16.216(9月)	13.292(4月)	14,980 (4月)

注1 () 内は改定月である。

注2 被用者年金各制度の平成15年3月までの保険料率は標準報酬月額ベース、平成15年4月以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。

注3 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済年金は、平成9年4月に厚生年金保険に統合された（網掛け）。

注4 農林年金は平成14年4月に厚生年金保険に統合された（網掛け）。

注5 厚生年金の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は平成24年9月時点で17.192%である。

一方、国民年金の保険料収入が減少したのは、被保険者数の減少⁹や納付率の低下等が大きな要因となっており、さらに、平成23(2011)年度は近年の賃金低下の影響で保険料が下がったこと¹⁰も影響している。

⁹ 図表 2-2-1 を参照。

¹⁰ 国民年金の保険料は、法定された平成16年価格では毎年引き上げられることになっているが、実際の名目額では、図表 2-1-6 に示すとおり、平成22(2010)年度15,100円から平成23(2011)年度15,020円へ下がっている。

(ii) 国庫・公経済負担 —すべての制度で増加—

図表 2-1-7 は、国庫・公経済負担の推移を示したものである。平成 23(2011)年度はすべての制度で増加しており、特に国民年金及び地共済で増加率が大きくなっている。

図表 2-1-7 国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
12	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
17	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
18	48,285			1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394
19	51,659			1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847
20	54,323			1,747	4,630	637	61,337	18,558	79,895
21	77,983			2,464	6,368	925	87,739	20,554	108,293
22	84,326			2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586
23	84,992			2,903	7,312	1,097	96,304	18,660	114,963
対前年度増減率(%)									
17	6.1			4.1	0.9	7.6	5.6	11.8	7.1
18	6.4			2.1	3.4	3.8	6.0	5.6	5.9
19	7.0			6.0	11.8	8.6	7.3	2.6	6.2
20	5.2			1.6	4.6	5.2	5.0	0.7	4.0
21	43.6			41.0	37.5	45.2	43.0	10.8	35.5
22	8.1			9.7	4.1	11.3	7.9	△17.8	3.0
23	0.8			7.4	10.3	6.5	1.7	10.4	3.0

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

《補足》

国庫・公経済負担とは、

○基礎年金拠出金の2分の1¹¹に相当する額

○国民年金が発足した昭和36(1961)年4月より前の期間(恩給公務員期間等は除く)に係る給付に要する費用の一定割合¹²に相当する額

などについて、国庫又は地方公共団体等が負担している額¹³のことである。

また、国民年金においては、国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費などにも国庫が負担する部分¹⁴がある。

¹¹ 基礎年金の国庫・公経済負担割合は、従来の3分の1から、平成16(2004)年度以降に順次引き上げられ、平成21(2009)年度に完全に2分の1まで引き上げられた。

¹² 厚生年金は20%、国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%。

¹³ 用語解説の補足を参照。

¹⁴ 用語解説「特別国庫負担」の項を参照。

国庫・公経済負担の推移をみると、各制度とも総じて増加してきている。国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、基礎年金給付費の増加を反映して基礎年金拠出金が増加していることが、国庫・公経済負担の増加に寄与している。これに加え、平成16(2004)年度以降は基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ(図表2-1-8参照)が大きな増加要因となっており、特に平成21(2009)年度は、基礎年金の国庫・公経済負担割合が2分の1に完全に引き上げられたため、各制度とも大幅に増加した。

図表2-1-8 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ

年度	基礎年金の国庫・公経済負担割合 ①	①欄で*を付した額の内訳						
		公的年金 制度全体 (うち国庫)		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成16	1/3 + 296億円*	296	(272)	206	8	21	3	58
17	1/3 + 11/1000 + 1,192億円*	1,192	(1,101)	822	30	82	10	248
18	1/3 + 25/1000							
19	1/3 + 32/1000							
20	1/3 + 32/1000							
21～	1/2							

注 基礎年金の国庫・公経済負担には、地方公共団体等の負担を含む。

なお、平成22(2010)年度の国庫・公経済負担は、国民年金で大きく減少する一方、被用者年金で増加しているが、これは22(2010)年度の基礎年金拠出金(決算ベース)の動きに連動したものである。決算ベースの基礎年金拠出金は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であるが、平成22(2010)年度は、概算額算出に用いる国民年金の納付率の変更¹⁵により、各制度の算定対象者割合が変化したことで、概算額が国民年金で減少し他制度で増加した。この平成22(2010)年度特有の動きに加え、20(2008)年度に係る精算額も国民年金でマイナス、他制度でプラスとなっており、基礎年金拠出金全体が大きく増減したものである。なお、平成24(2012)年度以降は、納付率の違いに係る精算分が小さくなるため、より確定値ベースに近くなると思われる。

¹⁵ 平成21(2009)年度までの80%から、22(2010)年度は62%に変更。

(iii) 追加費用

図表 2-1-9 は、追加費用¹⁶の推移を示したものである。追加費用は、国共済、地共済ともに、基本的には減少傾向にある。

平成 20(2008)年度に国共済 17.6%減、地共済 12.5%減と大きく減少し、20(2008)年度、21(2009)年度ともに例年に比べ額が小さくなっているが、これは、当時国会に提出されていた被用者年金一元化法案に従って、追加費用が削減されることを前提とした予算が組まれたため、実際に受け入れた追加費用の額も減少したためである。しかし、法案が廃案となり追加費用の削減が行われなかったため、平成 20(2008)年度の精算が行われた 22(2010)年度の追加費用は大きく増加した。同様に平成 23(2011)年度も 21(2009)年度の精算が行われたため、追加費用の額は大きくなっている。

図表 2-1-9 追加費用の推移

年度	国共済	地共済	計	対前年度増減率		
				国共済	地共済	計
	億円	億円	億円	%	%	%
平成 7	6,060	15,559	21,619			
12	5,612	14,756	20,368			
17	4,702	11,896	16,599	△4.4	△4.6	△4.5
18	4,569	11,344	15,914	△2.8	△4.6	△4.1
19	4,294	10,794	15,088	△6.0	△4.9	△5.2
20	3,538	9,445	12,982	△17.6	△12.5	△14.0
21	3,357	9,658	13,015	△5.1	2.3	0.3
22	4,265	11,611	15,875	27.1	20.2	22.0
23	4,077	11,065	15,143	△4.4	△4.7	△4.6

¹⁶ 追加費用とは、両制度からの給付のうち制度発足前の恩給公務員期間等に係る部分に要する費用に相当する。現行の国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国又は地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。(本節「(1)(i)平成 23 年度の財政収支状況」の脚注 1 も参照のこと。)

(iv) 運用収入

図表 2-1-10 は、運用収入¹⁷の推移を示したものである。平成 23(2011)年度の時価ベースの運用収入をみると、前年度と比べ運用環境がよかったことがうかがえる。

図表 2-1-10 運用収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	<55,268>	<1,067>	<875>	<3,463>	<11,543>	<1,056>	<73,273>	<3,184>	<767>	<77,223>
12	<43,067>		<698>	<2,499>	<9,328>	<875>	<56,466>	<2,828>	<304>	<59,598>
17	<18,298>			<2,423>	<13,604>	<1,359>	<35,684>	<1,357>	<83>	<37,124>
	91,893			4,647	32,363	1,903	130,806	6,451		137,340
18	<25,708>			<2,607>	<15,645>	<1,250>	<45,209>	<1,965>	<115>	<47,289>
	42,790			2,503	13,769	1,416	60,478	2,879		63,472
19	<16,582>			<2,789>	<11,966>	<873>	<32,211>	<1,113>	<169>	<33,492>
	△48,705			△479	△14,259	△1,237	△64,679	△3,073		△67,583
20	<17,682>			<1,712>	<5,242>	<513>	<25,149>	<1,093>	<172>	<26,414>
	△87,252			△3,356	△26,799	△2,572	△119,979	△5,924		△125,731
21	<50>			<1,508>	<5,014>	<440>	<7,013>	<3>	<126>	<7,142>
	86,258			4,385	24,130	2,542	117,316	5,296		122,737
22	<2,518>			<1,695>	<4,717>	<428>	<9,358>	<3>	<93>	<9,455>
	△3,069			979	△145	52	△2,183	△194		△2,284
23	<1,403>			<1,534>	<3,969>	<405>	<7,310>	<15>	<108>	<7,434>
	24,201			1,617	8,120	606	34,544	1,662		36,315

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成17年度以降の厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（17年度は年金資金運用基金納付金）を加えたものを計上している。

注3 <>内は、簿価ベースである。

注4 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における当年度の時価ベースの運用収入を加えたものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注5 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。

¹⁷ 厚生年金及び国民年金では、年金積立金管理運用独立行政法人が厚生労働大臣から寄託された積立金を管理・運用し、その運用収益を国庫（年金特別会計）に納付する仕組みとなっている。厚生年金及び国民年金の簿価ベースの運用収入は、この国庫納付金（年金積立金管理運用独立行政法人納付金）と特別会計の運用収入（財政融資資金への預託金の利子収入）を加えたものが計上されている。なお、平成21(2009)年度以降の厚生年金、国民年金については、積立金のうち旧大蔵省資金運用部に預託されていた分が20(2008)年度までにすべて満期償還が完了し、これに係る預託金利子収入がなくなったことから、簿価ベースの運用収入は年金積立金管理運用独立行政法人納付金がほとんどになっている。

(v) 運用利回り

図表 2-1-11 は、運用利回りの推移を示したものである。平成 23(2011)年度の時価ベースの運用利回りは、いずれも 2%前後の水準となっている。

図表 2-1-11 運用利回りの推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
		旧農林年金				
平成	%	%	%	%	%	%
7	<5.24>	<4.92>	<4.97>	<4.23>	<4.60>	<4.90>
12	<3.22>	<3.55>	<3.01>	<2.61>	<2.99>	<2.98>
17	…	…	<2.43>	<3.59>	<4.16>	…
	6.82	…	5.36	8.44	5.78	6.88
18	…	…	<3.02>	<4.02>	<3.76>	…
	3.10	…	2.79	3.36	4.07	3.07
19	…	…	<3.18>	<3.02>	<3.14>	…
	△3.54	…	△0.53	△3.42	△2.81	△3.38
20	…	…	<1.20>	<0.85>	<△0.23>	…
	△6.83	…	△3.89	△6.79	△7.62	△7.29
21	…	…	<1.50>	<1.05>	<△0.55>	…
	7.54	…	5.52	6.73	8.27	7.48
22	…	…	<1.76>	<1.06>	<0.86>	…
	△0.26	…	1.21	△0.04	0.16	△0.25
23	…	…	<1.63>	<0.83>	<1.05>	…
	2.17	…	2.06	2.24	1.82	2.15

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 <>内は、簿価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入（参考値）を基にした修正総合利回りを計上している。

(3) 支出の推移

(i) 給付費 — 公的年金全体の伸びが鈍化 —

図表 2-1-12 は、給付費の推移を示したものである。公的年金全体の給付費をみると、平成 23(2011)年度の対前年度増減率は 0.1%となり、例年に比べ伸びが小さくなっている。

給付費の推移をみると、被用者年金では、私学共済の伸びが高い傾向が続いている。平成 23(2011)年度には、厚生年金(Δ 1.1%)と国共済(Δ 0.9%)で減少する一方、地共済(0.6%)と私学共済(1.8%)で増加している。

国民年金では、基礎年金勘定で大幅な増加が続いてきたが、平成 22(2010)年度以降は伸びに鈍化傾向がみられ、23(2011)年度は 2.7%の増加にとどまっている。一方、国民年金勘定では平成 23(2011)年度で 11.2%減となっており、一貫して減少傾向が続いている。これは、国民年金勘定の給付費が主に旧法国民年金の老齢年金の給付費であるからである。

図表 2-1-12 給付費の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
12	191,544	3,854		16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
17	220,794			16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18	223,491			16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19	224,059			16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20	226,870			16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21	238,467			16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22	240,092			16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
23	237,342			16,665	45,710	2,718	302,434	11,884	174,356	488,675
対前年度増減率(%)										
17	2.1			Δ 0.5	0.3	2.6	1.7	Δ 6.5	7.0	2.8
18	1.2			Δ 0.0	0.5	2.8	1.1	Δ 7.1	6.7	2.4
19	0.3			0.3	0.8	2.8	0.4	Δ 7.1	7.2	2.2
20	1.3			0.0	1.0	2.7	1.1	Δ 6.4	6.8	2.7
21	5.1			0.2	1.8	2.8	4.3	Δ 6.4	6.4	4.6
22	0.7			0.3	1.7	3.5	0.8	Δ 9.4	3.3	1.4
23	Δ 1.1			Δ 0.9	0.6	1.8	Δ 0.8	Δ 11.2	2.7	0.1

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

(4) 運用損益分を除いた単年度収支残

図表 2-1-13 は、運用損益分を除いた単年度収支残の推移を示したものである。平成 23(2011)年度は、厚生年金、国共済、地共済、私学共済及び国民年金勘定がマイナス、基礎年金勘定がプラスとなっている。

被用者年金各制度では、近年マイナスの状況が続いており、この分を積立金の活用などで賄っていることになる。特に厚生年金でマイナス額が大きい。国民年金は、平成 22(2010)年度に一時プラスの状況に転じたが、23(2011)年度には再び若干のマイナスとなった。従来に比べて財政状況は好転しており、国庫・公経済負担割合の 2分の1への引上げ等の効果と考えられる。

なお、ここでは運用損益分を除いた状況のみをみているが、実際の財政運営は運用収入分も見込んだ上で行われることから、運用損益分を除いた単年度収支残のマイナスがそのまま財政状況の悪化を示すものではない。公的年金制度の財政状況の評価に関しては、第3章を参照されたい。

図表 2-1-13 運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金勘定				基礎年金勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	17,492	150	△69	△363	5,239	390	3,606	285	26,730
12	△22,288		△664	297	△168	△22	698	136	△22,010
17	△71,123			△1,521	△6,082	△252	△6,967	△1,430	△87,375
18	△48,853			△2,031	△6,468	△228	△5,987	66	△63,500
19	△47,057			△2,726	△7,409	△11	△6,196	1,184	△62,215
20	△48,148			△3,457	△9,712	△232	△7,029	75	△68,504
21	△45,333			△3,300	△10,036	△103	△2,254	2,963	△58,063
22	△63,044			△3,266	△9,660	△282	2,388	5,553	△68,311
23	△50,867			△3,665	△9,992	△285	△183	5,398	△59,594

注1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注2 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

(5) 積立金

図表 2-1-14 は、年度末積立金¹⁸の推移を示したものである。平成 23(2011)年度末の時価ベースの積立金は、厚生年金、国共済及び地共済で減少する一方、私学共済及び国民年金勘定で増加している。

図表 2-1-14 積立金の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	<1,118,111>	<23,475>	<18,677>	<72,693>	<288,406>	<24,268>	<1,545,630>	<69,516>	<7,246>	<1,622,392>
12	<1,368,804>	<20,113>		<85,951>	<361,507>	<30,123>	<1,866,498>	<98,208>	<7,246>	<1,971,952>
17	<1,324,020> 1,403,465			<87,580> 91,690	<388,082> 412,945	<33,180> 34,730	<1,832,862> 1,942,829	<91,514> 96,766	<7,246>	<1,931,622> 2,046,842
18	<1,300,980> 1,397,509			<88,137> 92,162	<397,071> 420,246	<33,834> 35,563	<1,820,022> 1,945,481	<87,660> 93,828	<7,246>	<1,914,928> 2,046,554
19	<1,270,568> 1,301,810			<88,142> 88,958	<401,527> 398,579	<34,677> 34,328	<1,794,914> 1,823,675	<82,692> 84,674	<7,246>	<1,884,852> 1,915,595
20	<1,240,188> 1,166,496			<85,711> 82,145	<395,200> 362,067	<34,366> 31,523	<1,755,465> 1,642,231	<76,920> 71,885	<7,246>	<1,839,631> 1,721,362
21	<1,195,052> 1,207,568			<83,658> 83,230	<389,255> 376,161	<34,073> 33,963	<1,702,038> 1,700,921	<74,822> 75,079	<7,246>	<1,784,106> 1,783,247
22	<1,134,604> 1,141,532			<81,822> 80,942	<383,658> 366,356	<34,083> 33,733	<1,634,167> 1,622,563	<77,333> 77,394	<7,246>	<1,718,746> 1,707,203
23	<1,085,263> 1,114,990			<79,451> 78,895	<376,816> 364,483	<34,156> 34,055	<1,575,686> 1,592,422	<77,318> 79,025	<7,246>	<1,660,250> 1,678,694
対前年度増減率 (%)										
17	<△3.8> 1.5			<0.6> 3.5	<2.0> 6.8	<3.4> 5.0	<△2.3> 2.8	<△5.6> △0.4	<0.0>	<△2.5> 2.6
18	<△1.7> △0.4			<0.6> 0.5	<2.3> 1.8	<2.0> 2.4	<△0.7> 0.1	<△4.2> △3.0	<0.0>	<△0.9> △0.0
19	<△2.3> △6.8			<0.0> △3.5	<1.1> △5.2	<2.5> △3.5	<△1.4> △6.3	<△5.7> △9.8	<0.0>	<△1.6> △6.4
20	<△2.4> △10.4			<△2.8> △7.7	<△1.6> △9.2	<△0.9> △8.2	<△2.2> △9.9	<△7.0> △15.1	<0.0>	<△2.4> △10.1
21	<△3.6> 3.5			<△2.4> 1.3	<△1.5> 3.9	<△0.9> 7.7	<△3.0> 3.6	<△2.7> 4.4	<0.0>	<△3.0> 3.6
22	<△5.1> △5.5			<△2.2> △2.7	<△1.4> △2.6	<0.0> △0.7	<△4.0> △4.6	<3.4> 3.1	<0.0>	<△3.7> △4.3
23	<△4.3> △2.3			<△2.9> △2.5	<△1.8> △0.5	<0.2> 1.0	<△3.6> △1.9	<△0.0> 2.1	<0.0>	<△3.4> △1.7

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。また、厚生年金基金が代行している部分の積立金を含まない。

注2 <>内は、簿価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

¹⁸ 厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。また、基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部(7,246億円)をこの勘定の積立金としているものであり、毎年度同額が計上されている。

平成 23(2011)年度末の各制度の積立金の資産構成は、図表 2-1-15 のとおりである。

図表 2-1-15 各制度の積立金の資産構成 -平成 23 年度末-

区 分	厚生年金	国民年金	区 分	国共済	
	時価ベース	時価ベース		簿価ベース	時価ベース
預託金	% 4.8	% 5.2	流動資産	% 2.0	% 2.0
市場運用分	83.9	83.1	現金・預金	1.1	1.1
〈市場運用分計 ^{注1} 〉	〈 100.0 〉 (1,001,770)		未収収益・未収金等	0.9	0.9
国内債券	〈 58.38 〉		固定資産	98.3	98.4
国内株式	〈 14.17 〉		預託金	52.5	52.9
外国債券	〈 9.91 〉		有価証券等	40.2	39.9
外国株式	〈 13.00 〉		包括信託	40.2	39.9
短期資産	〈 4.54 〉		(委託運用)	16.2	14.7
財投債	11.2	11.8	国内債券	1.5	1.5
年度末積立金	100.0 (1,114,990)	100.0 (79,025)	国内株式	8.1	6.8
			外国債券	1.2	1.1
			外国株式	5.4	5.3
			(自家運用)	24.0	25.2
			国内債券	24.0	25.2
			不動産	2.2	2.2
			貸付金	3.4	3.4
			流動負債等	△0.3	△0.3
			年度末積立金	100.0 (79,451)	100.0 (78,895)

区 分	地共済		区 分	私学共済	
	簿価ベース	時価ベース		簿価ベース	時価ベース
流動資産	% 5.0	% 5.2	流動資産	% 6.6	% 6.6
現金・預金	4.0	4.1	現金・預金	5.5	5.5
未収収益・未収金等	1.0	1.1	未収収益・未収金等	1.1	1.1
固定資産	95.1	95.0	固定資産	93.6	93.6
預託金	0.1	0.1	預託金	-	-
有価証券等	90.8	90.5	有価証券等	81.9	81.9
包括信託	81.1	80.2	包括信託	33.1	31.2
有価証券	7.9	8.4	有価証券	48.8	50.6
国内債券	5.7	6.2	国内債券	31.2	32.2
国内株式	0.0	0.0	国内株式	-	-
外国債券	0.7	0.6	外国債券	-	-
外国株式	-	-	外国株式	-	-
証券投資信託	0.1	0.1	証券投資信託	0.0	0.0
有価証券信託	1.4	1.5	有価証券信託	17.6	18.4
生命保険等	1.8	1.9	生命保険等	-	-
不動産	0.3	0.3	不動産	1.6	1.6
貸付金	3.9	4.1	貸付金	10.1	10.1
流動負債等	△0.1	△0.1	流動負債等	△0.2	△0.2
年度末積立金	100.0 (376,816)	100.0 (364,483)	年度末積立金	100.0 (34,156)	100.0 (34,055)

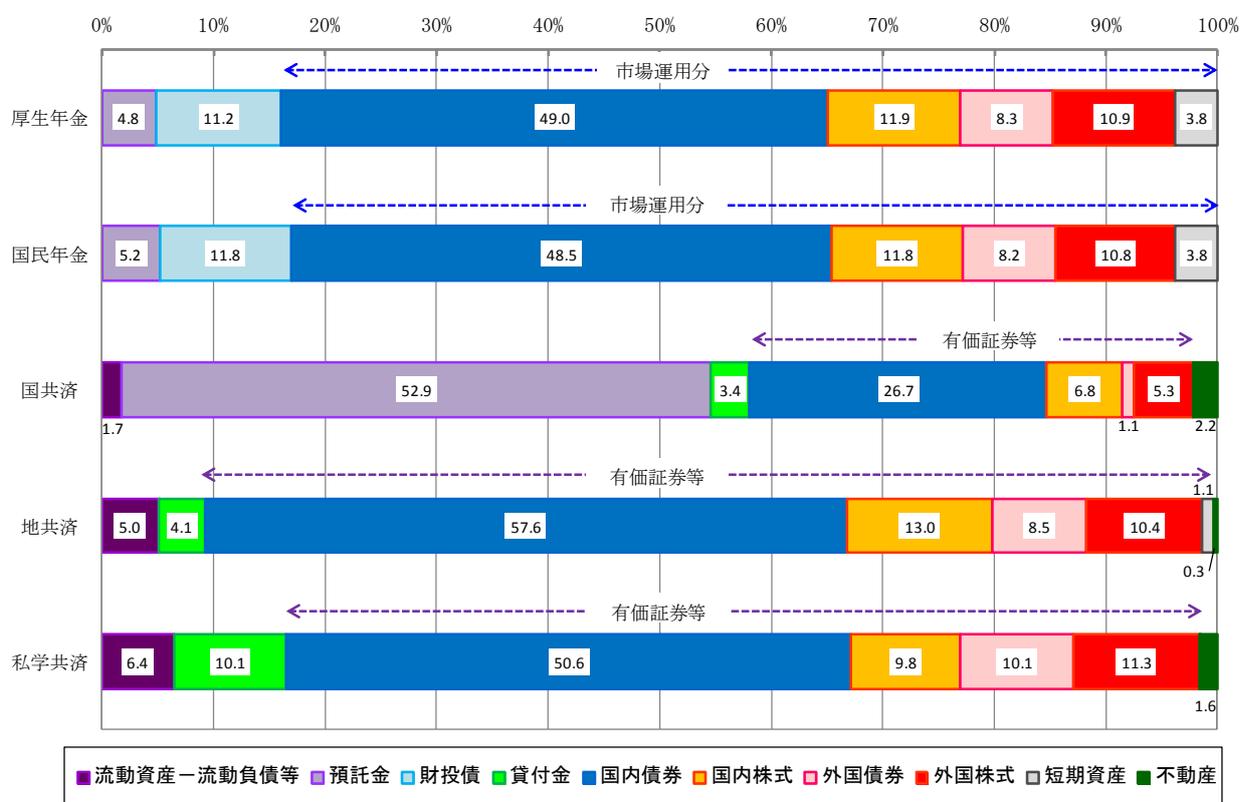
注1 厚生年金、国民年金の積立金のうち預託金及び財投債を除いた市場運用分は、年金積立金管理運用独立行政法人において厚生年金分、国民年金分を合わせて一体として運用を行っており、これら全体の運用資産の構成割合を示している。

注2 ()内は実額(単位:億円)である。

また、図表 2-1-15 に示した各制度の積立金の資産構成について、制度間の比較がしやすい形にまとめ直したものが¹⁹、図表 2-1-16 である。ここでは、図表 2-1-15 における厚生年金及び国民年金の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」について、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して比較している。

平成 23(2011)年度末の積立金の資産構成は、例えば国共済で預託金が 5 割を占めるなど、制度により違いが見られる²⁰。

図表 2-1-16 積立金の資産構成（時価ベース） —平成 23 年度末—



- 注 1 年金数理部会が、各制度からの報告を基に作成（一部推計）したものである。厚生年金及び国民年金の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」について、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して示しており、以下の方法で作成した。
- ① 厚生年金及び国民年金は、各々の「市場運用分」を、年金積立金管理運用独立行政法人で一体として運用された「厚生年金分、国民年金分全体の運用資産の構成割合」を用いて按分して算出した。
 - ② 国共済及び私学共済は、「有価証券等の資産区分別状況」の数値を用いた。
 - ③ 地共済は、「有価証券等」を、「有価証券等の資産区分別状況（包括信託の信託未収収益を含むベース）」を用いて按分して算出した。
- 注 2 時価ベースの数値である。

¹⁹ 年金数理部会が各制度からの報告を基に作成（一部推計）したものであり、厚生年金及び国民年金の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」について、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して示している。詳細は、図表 2-1-16 の注 1 を参照。

²⁰ 積立金の資産構成には各制度の運用方針が反映されているものと考えられる。なお、各制度の積立金の運用に関する基本方針等については、ホームページ等で公表されている。

厚生年金及び国民年金：年金積立金管理運用独立行政法人 <http://www.gpif.go.jp/operation/index.html>

国共済：国家公務員共済組合連合会 <http://www.kkr.or.jp/shikin/>

地共済：地方公務員共済組合連合会 <http://www.chikyoren.or.jp/sikin/housin.html> 他

私学共済：日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部 <http://www.shigakukyosai.jp/shokai/shisan/index.html>

(6) 基礎年金制度²¹の実績（確定値ベース）

図表 2-1-17 は、確定値ベース²²の基礎年金交付金の推移を示したものである。基礎年金交付金は、旧法年金に係る基礎年金相当給付費（みなし基礎年金給付費）に充てられるものであることから、各制度とも減少を続けている。

図表 2-1-17 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
12	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
17	18,923			1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18	17,395			1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19	16,241			1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20	15,178			1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21	15,244			1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160
22	13,864			1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
23	11,971			1,049	2,323	100	15,443	10,855	26,298
対前年度増減率(%)									
17	△6.1			△5.3	△5.5	△6.3	△5.9	△6.9	△6.3
18	△8.1			△5.8	△6.0	△6.7	△7.6	△7.5	△7.5
19	△6.6			△6.8	△5.0	△12.1	△6.4	△7.6	△6.9
20	△6.5			△6.6	△6.8	△8.1	△6.6	△7.1	△6.8
21	0.4			△7.2	△6.1	△9.1	△1.1	△6.8	△3.6
22	△9.1			△7.7	△8.0	△9.0	△8.8	△10.2	△9.4
23	△13.7			△8.8	△9.2	△11.0	△12.7	△12.2	△12.5

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

²¹ 基礎年金制度では、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計から特別国庫負担を除いたもの（保険料・拠出金算定対象額）を、各制度が人数割りで分担する仕組みとなっており、各制度から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金が拠出される一方で、基礎年金勘定からは各制度へ基礎年金交付金が交付されている。

²² 基礎年金拠出金、基礎年金交付金の確定値ベースとは、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した額のことである。基礎年金制度では、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、基礎年金交付金の概算額が拠出・交付され、その後、当該年度における確定額と概算額との差額が翌々年度に精算される仕組みとなっている。決算に計上される決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であり、基礎年金制度としての実績は確定値ベースでみるのが妥当である。

図表 2-1-18 は、確定値ベース²³の基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の推移を示したものである。基礎年金拠出金は、基礎年金給付費等の増加に伴って保険料・拠出金算定対象額が増加していること²⁴を反映し、被用者年金では増加傾向が続いている。一方、国民年金では平成 22(2010)年度、23(2011)年度と減少しているが、これには国民年金の算定対象者割合が減少していること²⁵が影響している。

図表 2-1-18 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》（特別国庫負担分を除く）

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
12	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
17	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18	119,991			4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19	126,829			4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20	133,101			4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21	140,933			4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
22	143,640			5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
23	145,301			5,122	13,047	1,950	165,420	31,961	197,382
対前年度増減率(%)									
17	4.4			2.5	2.0	4.8	4.2	0.3	3.4
18	4.2			2.6	2.4	5.6	4.0	0.6	3.3
19	5.7			3.0	2.4	5.2	5.3	△0.9	4.1
20	4.9			4.2	2.8	5.7	4.8	1.0	4.1
21	5.9			7.3	5.8	8.3	6.0	2.8	5.4
22	1.9			1.6	0.9	3.2	1.8	△1.7	1.2
23	1.2			1.9	0.4	3.0	1.1	△2.7	0.5

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

²³ 脚注 22 を参照。

²⁴ 図表 2-1-19 を参照。

²⁵ 図表 2-1-19 を参照。

図表 2-1-19 は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、基礎年金拠出金単価及び基礎年金拠出金算定対象者数等の推移を確定値ベースでみたものである。

保険料・拠出金算定対象額は毎年度増加しているが、平成 22(2010)年度以降は、以前に比べ伸びが鈍化しており、平成 23(2011)年度は前年度に比べ 0.5%の増加であった。この保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分が、各制度の基礎年金拠出金であり、当該算定対象額を各制度の基礎年金拠出金算定対象者数²⁶で按分した額となっている。

公的年金全体の基礎年金拠出金算定対象者数は、平成 17(2005)年度に第 3 号被保険者の特例届出措置の影響等で増加したほかは総じて減少傾向にあり、平成 23(2011)年度は前年度に比べ 1.6%の減少であった。

平成 23(2011)年度の基礎年金拠出金単価は、上記の保険料・拠出金算定対象額及び基礎年金算定対象者数の動向を反映し、対前年度で 2.1%増加し、30,587 円（月額）となっている。このうち、国庫・公経済負担分を除いた保険料相当額は、15,294 円である。

²⁶ 基礎年金拠出金算定対象者数とは、被用者年金の場合は当該被用者年金に係る第 2 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の者に限る。）と第 3 号被保険者の人数の合計、国民年金の場合は第 1 号被保険者数（任意加入を含む。保険料納付者に限る。） のことである。

ここで、国民年金に係る基礎年金拠出金算定対象者数は、保険料納付済月数を 12 で割ることで人数換算したものである。ただし、半額免除の場合は 1/2 月、平成 18(2006)年 7 月に導入された多段階免除制度における 4 分の 1 免除、4 分の 3 免除の場合はそれぞれ 3/4 月、1/4 月として計上される。例えば、半額免除の者が 1 年間保険料を納付した場合には 1/2 人とカウントされる。

図表 2-1-19 基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移

○確定値ベース

年度	基礎年金給 付費と基礎 年金相当給 付費の合計 額 ①	特別国庫 負担額 ②	保険料・拠 出金算定対 象額 ①-②	基礎年金 拠出金 単価 ①-②/③/12	合計 ③	基礎年金拠出金算定対象者数							
						厚生年金 千人	旧三共済 千人		旧農林年金 千人	国共済 千人	地共済 千人	私学共済 千人	国民年金 千人
							旧三共済 千人	旧農林年金 千人					
平成7	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860	
12	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162	
17	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701	
18	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990	
19	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419	
20	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690	40,994			1,421	3,748	522	10,005	
21	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342	40,204			1,412	3,675	523	9,528	
22	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141	
23	200,615	3,233	197,382	30,587	53,776	39,587			1,396	3,555	531	8,708	

対前年度増減率 (%)

17	3.3	△0.2	3.4	0.3	3.1	4.2			2.2	1.8	4.5	△0.0
18	3.1	△3.2	3.3	7.1	△3.6	△2.8			△4.2	△4.4	△1.4	△6.1
19	4.0	△1.0	4.1	4.5	△0.3	1.2			△1.4	△2.0	0.6	△5.2
20	4.0	2.8	4.1	5.2	△1.0	△0.2			△0.9	△2.3	0.5	△4.0
21	4.5	△28.5	5.4	8.0	△2.4	△1.9			△0.6	△2.0	0.3	△4.8
22	1.2	△3.0	1.2	2.5	△1.2	△0.6			△0.9	△1.6	0.7	△4.1
23	0.5	△2.0	0.5	2.1	△1.6	△1.0			△0.2	△1.7	0.8	△4.7

年度	基礎年金拠出金算定対象者数の構成比							
	合計	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.00	66.62	1.18	1.03	2.54	7.08	0.78	20.77
12	100.00	68.19		0.97	2.60	7.07	0.81	20.35
17	100.00	70.07			2.55	6.87	0.88	19.63
18	100.00	70.64			2.53	6.81	0.90	19.12
19	100.00	71.71			2.50	6.70	0.91	18.19
20	100.00	72.31			2.51	6.61	0.92	17.65
21	100.00	72.65			2.55	6.64	0.95	17.22
22	100.00	73.14			2.56	6.61	0.96	16.73
23	100.00	73.61			2.60	6.61	0.99	16.19

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成17年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

図表 2-1-20 は、平成 23(2011)年度の基礎年金拠出金算定対象者数の内訳（確定値ベース）を示したものである。公的年金全体の第2号被保険者数に対する第3号被保険者数の比率は0.27であり、制度別にみると、国共済で高く私学共済で低い状況にある。

図表 2-1-20 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳 —平成 23 年度確定値ベース—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	合計
拠出金算定対象者数	千人 39,587	千人 1,396	千人 3,555	千人 531	千人 8,708	千人 53,776
第1号 ①					8,708	8,708
第2号 ②	31,106	1,025	2,798	439		35,368
第3号 ③	8,480	370	756	92		9,699
第2号に対する 第3号の比率 ③/②	0.27	0.36	0.27	0.21		0.27

2 被保険者の現状及び推移

(1) 被保険者数 ー地共済と国民年金で減少ー

平成23(2011)年度末の被保険者数は、図表2-2-1に示すとおり、公的年金全体で6,775万人であり、うち、被用者年金制度の被保険者が3,892万人、国民年金第1号被保険者²⁷が1,904万人、国民年金第3号被保険者が978万人であった。被用者年金では、厚生年金が3,451万人、国共済106万人、地共済286万人、私学共済49万人となっており、厚生年金が被用者年金全体の89%を占める。

図表2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金	
	旧三共済	旧農林年金	第1号						第3号	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789
19	34,570			1,058	2,992	464	39,084	70,066	20,354	10,628
20	34,445			1,053	2,946	472	38,916	69,358	20,007	10,436
21	34,248			1,044	2,908	478	38,677	68,738	19,851	10,209
22	34,411			1,055	2,878	485	38,829	68,258	19,382	10,046
23	34,515			1,059	2,858	492	38,924	67,747	19,044	9,778
対前年度増減率(%)										
17	1.6			△0.4	△1.3	1.5	1.3	0.2	△1.2	△0.6
18	2.3			△0.5	△1.1	2.1	2.0	△0.1	△3.1	△1.2
19	2.3			△1.7	△1.4	1.4	1.9	△0.5	△4.1	△1.5
20	△0.4			△0.4	△1.6	1.7	△0.4	△1.0	△1.7	△1.8
21	△0.6			△0.9	△1.3	1.3	△0.6	△0.9	△0.8	△2.2
22	0.5			1.1	△1.0	1.4	0.4	△0.7	△2.4	△1.6
23	0.3			0.4	△0.7	1.6	0.2	△0.7	△1.7	△2.7

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

平成23(2011)年度は、厚生年金、国共済、私学共済で増加する一方、地共済、国民年金第1号、第3号で減少し、公的年金全体で0.7%の減少となった。

被保険者数の推移をみると、厚生年金は平成20(2008)及び21(2009)年度に減少したものの、22(2010)年度以降は増加している。国共済は減少傾向が続いていたが、22(2010)年度に増加に転じ、私学共済は一貫して増加している。一方、地共済、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者は減少傾向が続いており、公的年金全体も平成18(2006)年度以降、減少傾向にある。

²⁷ 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

(2) 年齢分布 —被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低い—

図表 2-2-2 は、平成 23(2011)年度末の被保険者の平均年齢及び年齢分布を示したものである。平均年齢は、被用者年金では、地共済が最も高く 43.9 歳、次いで厚生年金、私学共済の順となっており、国共済が 41.0 歳で最も低い。また、国民年金の第 1 号被保険者の平均年齢は 39.4 歳、第 3 号被保険者は 43.2 歳である。

図表 2-2-2 被保険者の年齢 —平成 23 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					第 1 号	第 3 号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	42.5	41.0	43.9	41.9	39.4	43.2
男性	43.3	42.0	44.9	47.1	38.7	47.2
女性	41.0	37.3	42.4	37.6	40.1	43.1
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.5	1.0	0.1	0.0	-	-
20～24歳	6.2	6.8	3.5	9.2	20.0	1.4
25～29歳	12.0	11.3	9.2	15.3	10.4	6.4
30～34歳	12.6	12.2	10.9	12.4	10.0	12.8
35～39歳	14.2	16.2	13.5	11.7	11.4	18.7
40～44歳	13.5	15.3	13.9	10.8	11.6	18.8
45～49歳	11.4	13.6	13.9	10.1	9.9	15.2
50～54歳	10.1	12.2	15.7	9.8	10.3	14.0
55～59歳	9.4	8.3	15.8	8.8	14.9	12.7
60～64歳	7.8	2.9	3.2	8.4	1.4	-
65歳以上	2.2	0.2	0.1	3.4	0.1	-

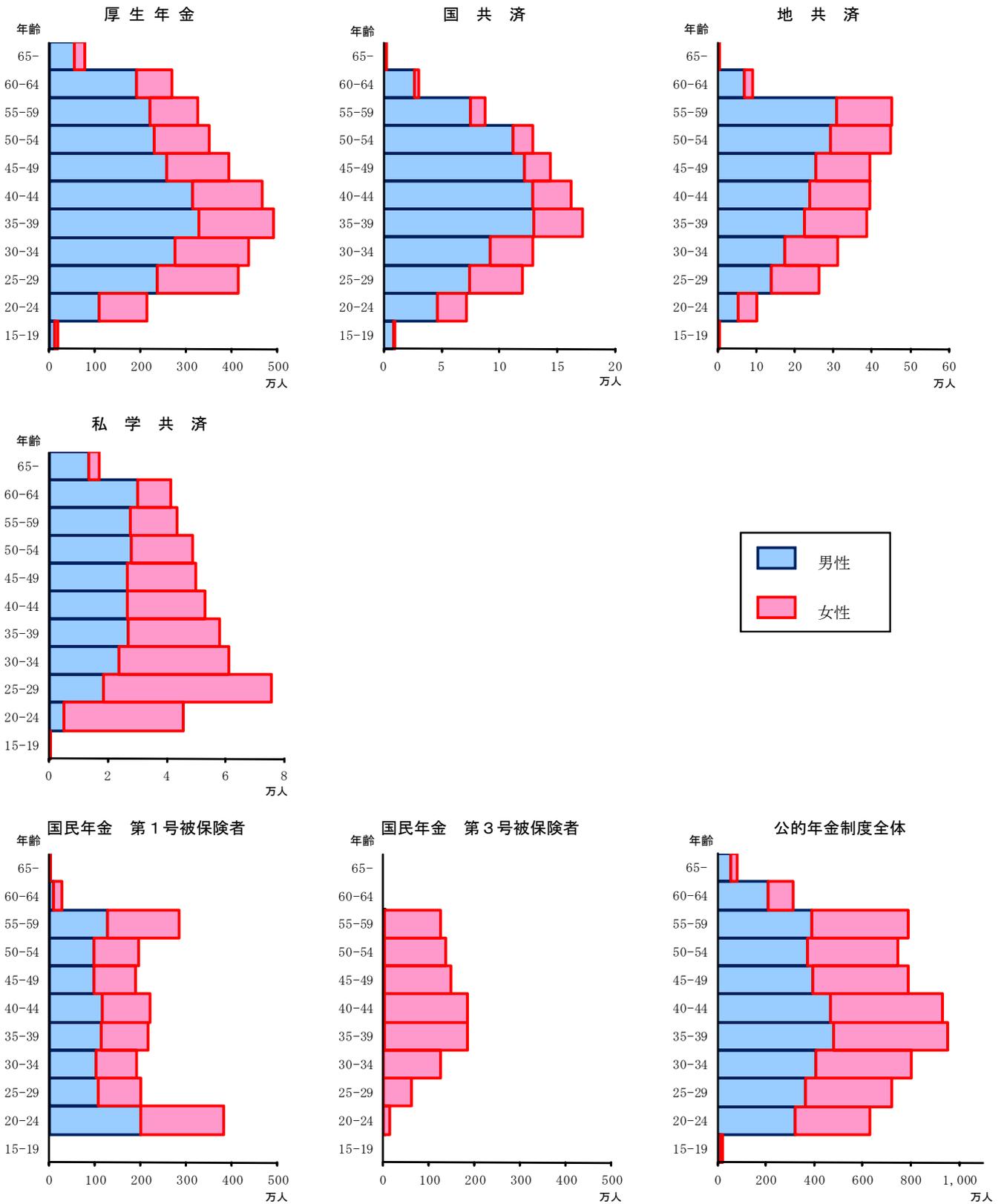
注 1 国民年金の第 1 号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注 2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

注 3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に 0.5 を加算したベースの数値である。

平成 23(2011)年度末における各制度の被保険者の年齢分布をみると、図表 2-2-2 及び 2-2-3 に示すとおり、厚生年金と国共済では、ともに 35～39 歳の割合が最も大きくなっている。地共済は、45～59 歳の年齢層の割合が他制度と比べて大きい一方、若い年齢層の割合が小さく、59 歳以下で年齢が若い方ほど割合が小さくなる分布となっている。私学共済は、25～29 歳の割合が最も大きく、65 歳以上が 3.4% と他制度に比べて大きくなっている。特に女性の被保険者は若い年齢層に集中しており、35 歳未満の人数が女性全体の 5 割を超えている。国民年金第 1 号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20～24 歳が最も多く 20.0%、次いで 55～59 歳となっている。

図表 2-2-3 被保険者の年齢分布 —平成 23 年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

(3) 男女構成 —女性割合が大きい私学共済、小さい国共済—

図表 2-2-4 は、平成 23(2011)年度末の男女別被保険者数を示したものである。被保険者に占める女性の割合をみると、被用者年金では私学共済が最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ4割弱、国共済は最も小さく2割強である。また、国民年金第1号被保険者の女性割合は5割弱である。

図表 2-2-4 男女別被保険者数 —平成 23 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	34,515	1,059	2,858	492	67,747	19,044	9,778
男性	22,242	821	1,769	225	34,899	9,730	111
女性	12,273	238	1,089	267	32,848	9,314	9,667
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%
	35.6	22.5	38.1	54.2	48.5	48.9	98.9

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

(4) 1人当たり標準報酬額（月額） —男女間の差が小さい国共済と地共済—

図表 2-2-5 は、平成 23(2011)年度末の1人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)を示したものである。1人当たり標準報酬月額が最も高いのは地共済で42.9万円、次いで国共済41.1万円、私学共済36.6万円、厚生年金30.5万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために1.25倍している²⁸。

1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ80.8、94.4であり、厚生年金の66.6、私学共済の67.8に比べて男女間の差が小さい。

²⁸ 地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。

図表 2-2-5 1人当たり標準報酬月額 —平成23年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<304,589>	<410,861>	<428,670>	<366,072>
男性	<345,700>	<429,373>	<438,083>	<443,439>
女性	<230,085>	<346,936>	<413,376>	<300,825>
男性を100 とした女性の 水準	<66.6>	<80.8>	<94.4>	<67.8>

注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。

注3 地共済の平均給料月額は、男女計342,936円、男性350,466円、女性330,701円である。

注4 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。図表 2-2-6 は、平成23(2011)年度の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）²⁹を示したものである。1人当たり標準報酬額は、地共済55.4万円、国共済52.7万円、私学共済47.2万円、厚生年金35.9万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況である。

また、総報酬ベースの男性を100とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-6 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額） —平成23年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	359,455	527,366	553,772	472,464
男性	411,326	553,222	569,749	577,847
女性	265,511	437,970	527,832	383,622
男性を100 とした女性の 水準	64.6	79.2	92.6	66.4

注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。

注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

²⁹ 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）は、総報酬ベースの標準報酬総額（年度間累計）を年度間平均被保険者数で除した額（月額）である。

図表 2-2-7 は 1 人当たり標準報酬額（月額）の推移を示したものである。平成 23(2011)年度における総報酬ベースの対前年度増減率は、厚生年金で 0.2%増加したが、その他の制度ではひき続き減少した。

図表 2-2-7 1 人当たり標準報酬額(月額)の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成					
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	373,849		545,429	599,560	486,689
	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>
19	372,460		546,141	594,926	484,458
	<312,258>		<413,158>	<447,103>	<368,707>
20	370,810		548,284	587,220	482,658
	<312,813>		<415,247>	<440,923>	<369,017>
21	359,146		539,116	568,361	479,000
	<304,173>		<410,279>	<435,521>	<368,098>
22	358,838		532,662	556,707	475,929
	<305,715>		<408,814>	<431,808>	<367,359>
23	359,455		527,366	553,772	472,464
	<304,589>		<410,861>	<428,670>	<366,072>
対前年度増減率(%)					
17	△0.2		0.4	△0.1	△0.6
	<△0.2>		<0.6>	<△0.0>	<0.0>
18	△0.1		△0.0	△0.5	△0.7
	<△0.2>		<0.2>	<△0.8>	<△0.3>
19	△0.4		0.1	△0.8	△0.5
	<△0.1>		<0.9>	<△0.8>	<0.0>
20	△0.4		0.4	△1.3	△0.4
	<0.2>		<0.5>	<△1.4>	<0.1>
21	△3.1		△1.7	△3.2	△0.8
	<△2.8>		<△1.2>	<△1.2>	<△0.2>
22	△0.1		△1.2	△2.1	△0.6
	<0.5>		<△0.4>	<△0.9>	<△0.2>
23	0.2		△1.0	△0.5	△0.7
	<△0.4>		<0.5>	<△0.7>	<△0.4>

注1 平成17年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。
また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

(5) 標準報酬総額 ー厚生年金及び私学共済で増加、国共済及び地共済で減少ー

被用者年金の平成23(2011)年度の標準報酬総額(総報酬ベース・年度間累計)は、図表2-2-8に示すとおり、厚生年金149.9兆円、国共済6.7兆円、地共済19.0兆円、私学共済2.8兆円であった。標準報酬総額の推移をみると、平成23(2011)年度は、厚生年金及び私学共済で増加する一方、国共済及び地共済では引き続き減少している。

図表2-2-8 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	1,516,357			70,337	218,829	26,827	1,832,350
	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	1,548,385			69,827	213,998	27,109	1,859,319
	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>
20	1,560,260			69,815	207,916	27,462	1,865,454
	<1,311,201>			<52,350>	<155,580>	<20,846>	<1,539,977>
21	1,492,011			68,463	198,596	27,600	1,786,670
	<1,271,939>			<51,945>	<151,471>	<21,094>	<1,496,450>
22	1,492,051			67,137	192,503	27,788	1,779,480
	<1,266,338>			<51,392>	<148,500>	<21,331>	<1,487,561>
23	1,499,487			67,065	190,187	28,041	1,784,781
	<1,269,651>			<51,920>	<146,776>	<21,600>	<1,489,947>
対前年度増減率(%)							
17	1.3			△0.1	△1.5	0.9	0.9
	<1.3>			<0.3>	<△1.1>	<1.4>	<1.0>
18	2.0			△0.4	△1.7	1.3	1.4
	<1.9>			<△0.2>	<△1.8>	<1.7>	<1.4>
19	2.1			△0.7	△2.2	1.1	1.5
	<2.3>			<△0.7>	<△2.4>	<1.5>	<1.7>
20	0.8			△0.0	△2.8	1.3	0.3
	<1.2>			<0.2>	<△2.9>	<1.8>	<0.8>
21	△4.4			△1.9	△4.5	0.5	△4.2
	<△3.0>			<△0.8>	<△2.6>	<1.2>	<△2.8>
22	0.0			△1.9	△3.1	0.7	△0.4
	<△0.4>			<△1.1>	<△2.0>	<1.1>	<△0.6>
23	0.5			△0.1	△1.2	0.9	0.3
	<0.3>			<1.0>	<△1.2>	<1.3>	<0.2>

注1 年度間累計の額である。

注2 平成17年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注4 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

(6) 被保険者のコーホート分析

ここでは、年齢別コーホート³⁰（＝同じ出生年度の集団³¹）に着目して、被保険者数の動向をみる。図表 2-2-9 は、各制度の年齢別被保険者数のコーホート増減率（平成 22(2010)年度末→平成 23(2011)年度末）を図示したものである³²。

被用者年金では、平成 23(2011)年度末に 20 歳代前半となるコーホートで各制度とも大きく増加しており、大学や短大等を卒業して新たに被用者年金に加入する者が多い状況が反映されている。厚生年金男性、国共済及び地共済では 23 歳、厚生年金女性及び私学共済では 21 歳のコーホートが最も大きく増加している。逆に、国民年金の第 1 号被保険者は、学生等が就職していくことを反映して 20 歳代前半のコーホートを中心に大きく減少している。

中高年齢層をみると、厚生年金男性及び国共済で、それぞれ 40 歳代後半、40 歳代前半からのコーホートで微減している。60 歳代のコーホートでは、被用者年金各制度で退職などにより大きく減少しているが、他制度に比べ私学共済の減少率が小さくなっている。

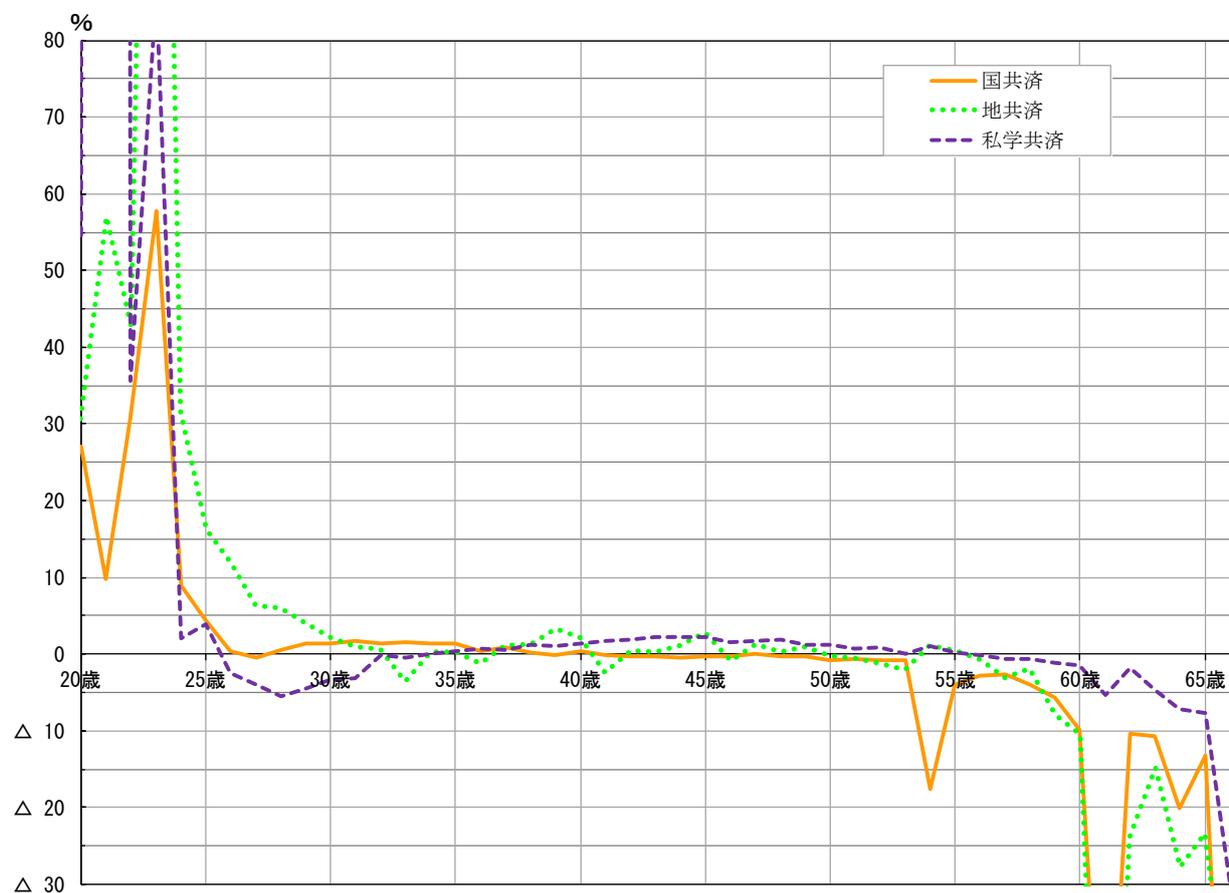
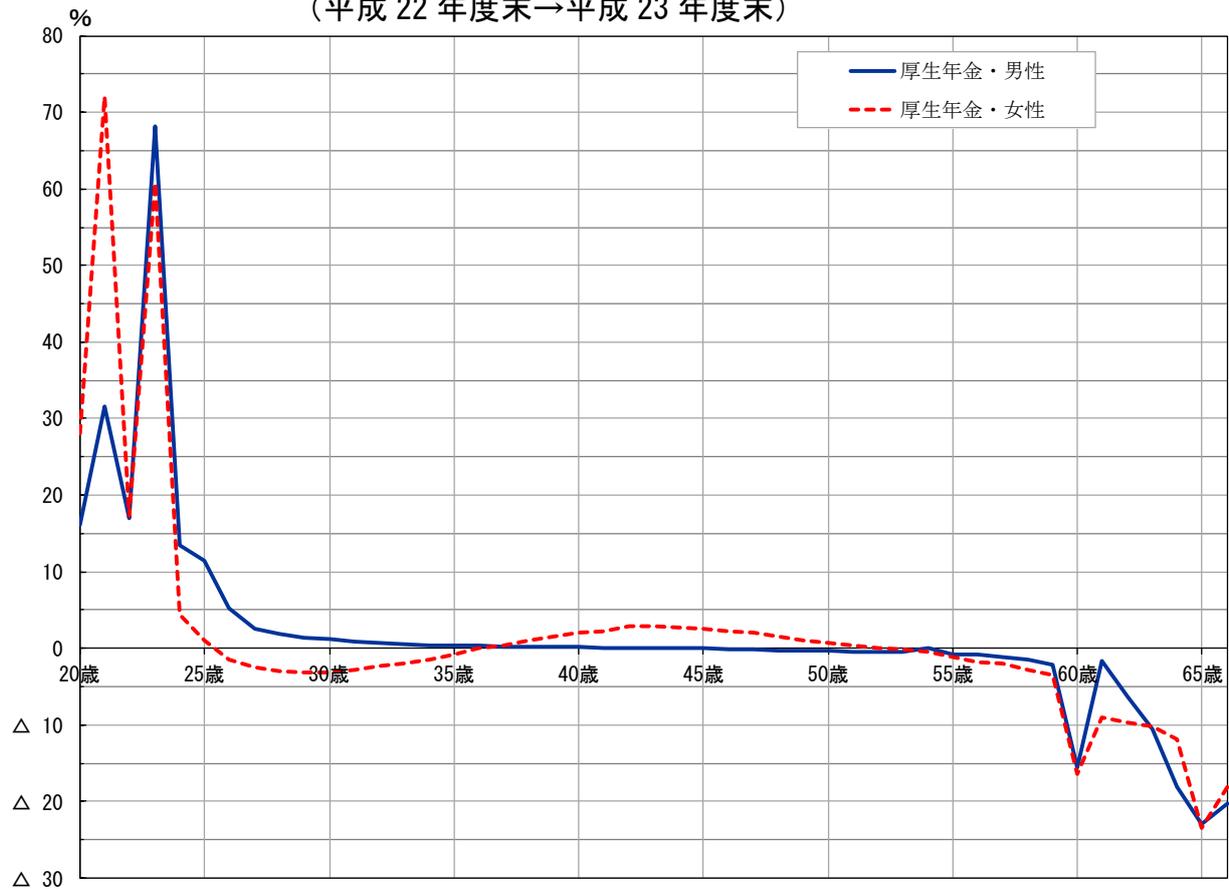
また、厚生年金の女性及び私学共済では、結婚・出産・育児の影響等で 20 歳代後半から 30 歳代前半にかけてのコーホートで減少している。その後の年齢のコーホートでは徐々に増加しており、出産・育児等を経て再び就職しはじめる状況がうかがえる。

³⁰ 年齢別コーホートは、例えば、平成 22 年度末に 29 歳であった者の集団が 23 年度末に 30 歳になるまでの動きを捉えるものである。すなわち、「 $n-1$ 年度末に $x-1$ 歳」であった者が「 n 年度末に x 歳」になるまでの動向を、このコーホートに着目して分析するものであり、ここでは、 n 年度末の年齢（ x 歳）を基準として表記している。

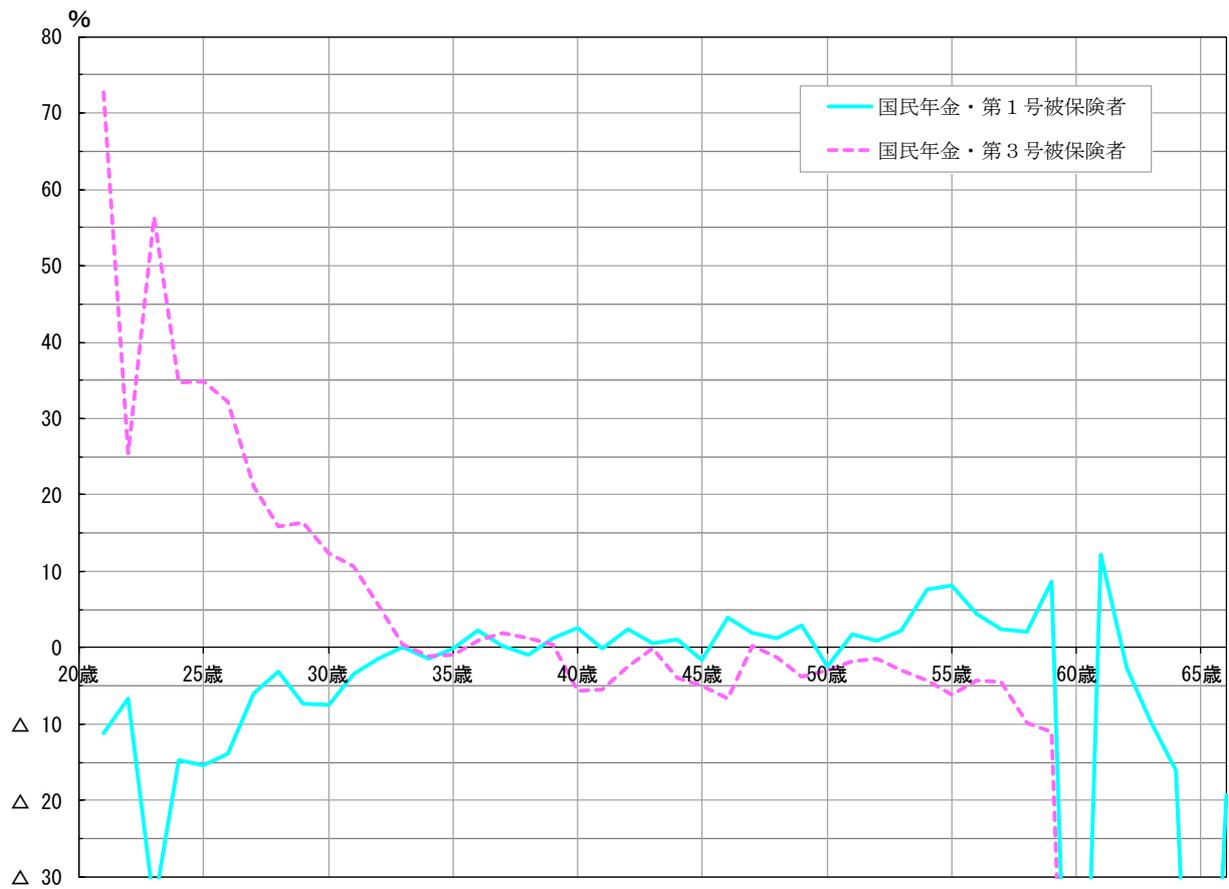
³¹ 年齢別コーホートは年度末時点で同年齢の集団であり、同じ出生年度の集団であるため、「出生年度別コーホート」とも呼ばれる。

³² 図表 2-2-9 に用いた数値は、第 2 章の章末の「《参考 3》詳細統計表」に掲載している。

図表 2-2-9 年齢別被保険者数のコーホート増減率
(平成22年度末→平成23年度末)



(図表 2-2-9 続き)



3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数

(i) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成23(2011)年度末の受給権者数は、図表2-3-1に示すとおり、厚生年金3,303万人、国共済121万人、地共済283万人、私学共済39万人、国民年金³³2,965万人であった。

この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する実受給権者数³⁴は、3,867万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
20	29,072			1,094	2,543	328.7	27,433
21	30,581			1,139	2,645	347.8	28,286
22	31,982			1,178	2,742	370.4	28,857
23	33,034			1,210	2,830	389.1	29,649
対前年度増減率(%)							
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2
19	5.1			3.6	3.9	5.5	3.8
20	5.7			4.6	4.4	6.2	4.0
21	5.2			4.1	4.0	5.8	3.1
22	4.6			3.5	3.7	6.5	2.0
23	3.3			2.7	3.2	5.1	2.7

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

³³ 国民年金の数値は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。

³⁴ 福祉年金受給権者を含む数値である。

受給権者数の推移をみると、各制度とも増加傾向が続いている。近年では私学共済の伸び率が他制度に比べ高く、平成23(2011)年度の対前年度増加率は5.1%となっている。厚生年金、国共済及び地共済は、それぞれ3.3%増、2.7%増、3.2%増となっており、ここ数年、伸びが鈍化している。また、国民年金の受給権者数は2.7%増であった。

(ii) 受給者数

年金が全額支給停止³⁵されている者を除いた受給者数は、図表2-3-2のように推移している。その動向は、受給権者数の動向と概ね同じであるが、近年は受給権者数よりも伸び率が若干高くなっている。

図表2-3-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
20	26,684			1,059	2,426	305.2	26,949
21	28,141			1,105	2,520	322.9	27,787
22	29,433			1,144	2,613	344.7	28,343
23	30,479			1,174	2,700	363.0	29,122
対前年度増減率(%)							
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2
19	4.9			3.7	3.2	5.3	3.8
20	5.8			4.2	4.3	6.3	3.9
21	5.5			4.3	3.9	5.8	3.1
22	4.6			3.5	3.7	6.7	2.0
23	3.6			2.7	3.3	5.3	2.7

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

³⁵ 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

(2) 年金種別別にみた状況

(i) 受給権者の年金種別別構成

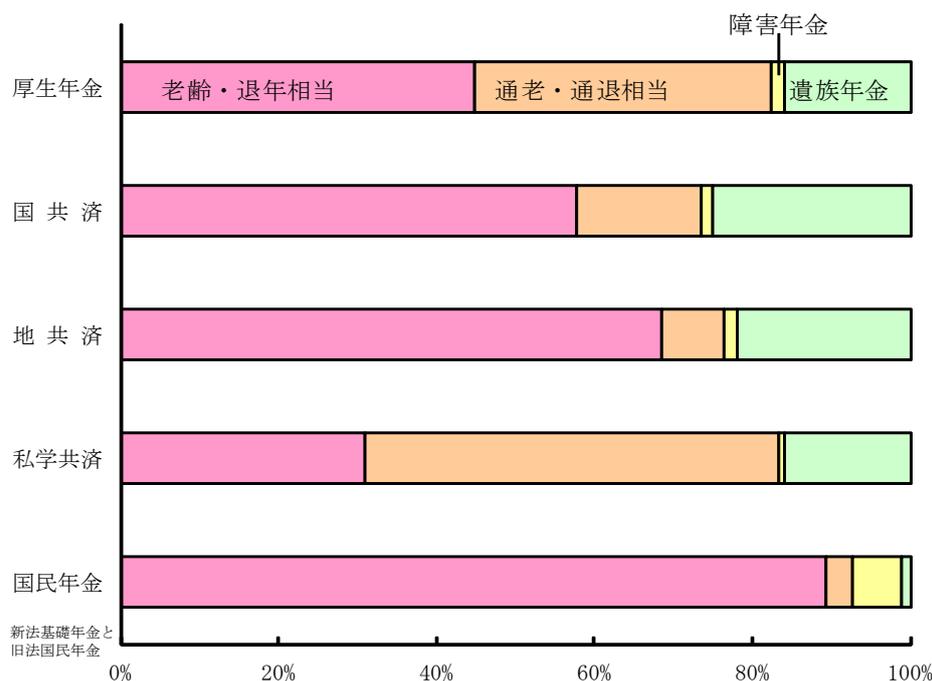
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当³⁶」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当³⁷」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

受給権者の年金種別別構成割合をみると、図表 2-3-3 及び図表 2-3-4 に示すように、ほとんどの制度で老齢・退年相当の割合が最も大きくなっているが、私学共済では通老・通退相当の割合が最も大きいなど、制度によって特徴が見られる。

図表 2-3-3 受給権者の年金種別別構成 —平成 23 年度末—



³⁶ 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

³⁷ 脚注 36 を参照。

図表 2-3-4 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成23年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人	
計	33,034	1,210	2,830	389.1	29,649	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	698	1,939	120.3	26,504	
	通老・通退相当	12,352	193	225	204.1	991
障害年金	553	17	47	2.6	1,870	
遺族年金	5,290	302	618	62.1	284	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	44.9	57.7	68.5	30.9	89.4
	通老・通退相当	37.4	16.0	8.0	52.5	3.3
障害年金	1.7	1.4	1.7	0.7	6.3	
遺族年金	16.0	25.0	21.8	16.0	1.0	
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人	
計	30,479	1,174	2,700	363.0	29,122	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	13,831	679	1,869	104.5	26,273
	通老・通退相当	11,339	190	218	194.2	988
障害年金	384	11	25	2.4	1,744	
遺族年金	4,924	294	588	61.9	117	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	45.4	57.8	69.2	28.8	90.2
	通老・通退相当	37.2	16.2	8.1	53.5	3.4
障害年金	1.3	0.9	0.9	0.6	6.0	
遺族年金	16.2	25.1	21.8	17.1	0.4	

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

(ii) 厚生年金 ー老齢・退年相当が5割弱、通老・通退相当が4割弱ー

受給権者数の年金種別別構成は、厚生年金では、老齢・退年相当が44.9%と最も多く、次いで通老・通退相当が37.4%となっている。遺族年金は16.0%で、私学共済と同じ割合である。また、障害年金の割合は1.7%で、きわめて少ない。

(iii) 国共済及び地共済 ー老齢・退年相当が6～7割、通老・通退相当が少ないー

国共済及び地共済では、老齢・退年相当がそれぞれ57.7%、68.5%となっており、他制度に比べて多い。また、通老・通退相当の占める割合は、それぞれ16.0%、8.0%でしかなく、厚生年金(37.4%)、私学共済(52.5%)に比べて小さい。

国共済及び地共済は、加入期間の長い者の割合が他の被用者年金に比べて大きく、例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、厚生年金396ヶ月、私学共済389ヶ月に対して、国共済425ヶ月、地共済422ヶ月と長くなっている。

(iv) 私学共済 ー通老・通退相当が5割、老齢・退年相当は3割ー

私学共済は、老齢・退年相当が30.9%であるのに対し、通老・通退相当が52.5%となっている。通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である。

(v) 国民年金 ー老齢・退年相当が9割、遺族年金が少ないー

国民年金では、老齢・退年相当が89.4%で、全体の9割を占めている。また、遺族年金が1.0%と被用者年金に比べて少なく、障害年金(6.3%)よりも少ない水準である。国民年金の遺族基礎年金³⁸が基本的には18歳未満の子³⁹又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じているものと考えられる。

³⁸ 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。

³⁹ 18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(3) 年金総額

(i) 年金総額 — 公的年金全体で 54.4 兆円（受給権者ベース） —

図表 2-3-5 は、受給権者の年金総額（年度末における受給権者の年金額の総額）の推移を示したものである。平成 23(2011)年度末の年金総額は、厚生年金 27.9 兆円、国共済 1.8 兆円、地共済 4.9 兆円、私学共済 0.3 兆円、国民年金⁴⁰19.4 兆円となっている。公的年金全体では 54.4 兆円であった。

また、全額支給停止されている年金を外した受給者ベースでみると、次頁の図表 2-3-6 に示すとおり、公的年金全体の年金総額は、平成 23(2011)年度で 52.2 兆円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。

図表 2-3-5 受給権者の年金総額の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金		公的年金制度全体
						新法基礎年金と旧法国民年金		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	16,845	40,053	1,922	242,258	79,731		321,989
12	223,292	17,557	43,257	2,432	286,539	118,360		404,898
17	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501		472,831
18	256,032	17,634	45,785	2,888	322,340	161,000		483,339
19	258,382	17,588	46,177	2,946	325,093	168,545		493,638
20	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689		509,179
21	270,481	17,919	48,274	3,142	339,816	183,568		523,385
22	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595		532,741
23	278,741	17,876	49,478	3,292	349,387	194,491		543,878
対前年度増減率(%)								
17	1.7	0.2	1.0	2.7	1.6	5.2		2.7
18	1.0	0.1	0.7	3.0	0.9	4.9		2.2
19	0.9	△0.3	0.9	2.0	0.9	4.7		2.1
20	2.4	0.8	2.2	3.0	2.3	4.8		3.1
21	2.2	1.1	2.3	3.5	2.2	3.9		2.8
22	1.4	△0.4	0.9	2.1	1.3	2.7		1.8
23	1.6	0.1	1.5	2.6	1.5	3.1		2.1

注1 厚生年金の平成7、12年度は旧農林年金を含まない。また、平成7年度についても旧三共済が含まれている。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

⁴⁰ 国民年金は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。この額には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれていない。

(ii) 年金総額の年金種別別構成

年金種別別の年金総額（受給権者ベース）の割合をみると、図表 2-3-6 に示したように、各制度とも老齢・退年相当が最も大きくなっている。老齢・退年相当の割合は、厚生年金、国共済及び地共済が 70% 台であるのに対し、国民年金が 9 割と多い。一方、私学共済は 66.2% と他制度に比べて少なくなっており、代わりに通老・通退相当が 18.9% で、他制度に比べ多くなっている。

また、被用者年金では遺族年金が 14~24% に対し障害年金が 2% 未満という状況であるが、国民年金では遺族年金が 1.1% と小さく、障害年金が 8.5% となっている。

図表 2-3-6 年金種別別にみた年金総額 -平成 23 年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金		公的年金制度全体
						新法基礎年金と旧法国民年金		
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	278,741	17,876	49,478	3,292	349,387	194,491	543,878	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	195,962	13,053	38,613	2,180	249,808	173,695	423,502
	通老・通退相当	25,995	377	785	623	27,780	2,197	29,977
障害年金	4,488	196	627	28	5,338	16,497	21,835	
遺族年金	52,296	4,246	9,454	461	66,457	2,103	68,560	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	70.3	73.0	78.0	66.2	71.5	89.3	77.9
	通老・通退相当	9.3	2.1	1.6	18.9	8.0	1.1	5.5
障害年金	1.6	1.1	1.3	0.8	1.5	8.5	4.0	
遺族年金	18.8	23.8	19.1	14.0	19.0	1.1	12.6	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	263,023	17,391	47,645	2,989	331,049	191,168	522,216	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	185,128	12,739	37,454	1,918	237,240	172,398	409,638
	通老・通退相当	24,124	362	751	585	25,822	2,191	28,013
障害年金	3,002	122	340	25	3,490	15,449	18,939	
遺族年金	50,769	4,163	9,100	460	64,493	1,130	65,623	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	70.4	73.3	78.6	64.2	71.7	90.2	78.4
	通老・通退相当	9.2	2.1	1.6	19.6	7.8	1.1	5.4
障害年金	1.1	0.7	0.7	0.8	1.1	8.1	3.6	
遺族年金	19.3	23.9	19.1	15.4	19.5	0.6	12.6	

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

ここからは、受給権者のうち、老齢・退年相当の受給権者に焦点を当て、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。

(i) 老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢

平成23(2011)年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、図表2-3-7に示すとおり、厚生年金1,484万人、国共済70万人、地共済194万人、私学共済12万人、国民年金⁴¹2,650万人であった。老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.3%、次いで地共済、厚生年金の順となっており、国共済が最も小さく16.4%である。また、国民年金は56.5%となっている。

平均年齢は、各制度とも71～75歳程度である。私学共済が71.6歳で最も低く、国民年金が74.8歳で最も高くなっている。

なお、図表中「老齢基礎年金等受給権者数28,639千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

図表2-3-7 老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢 —平成23年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 14,840	千人 698	千人 1,939	千人 120.3	千人 26,504	千人 28,639
男性	10,153	583	1,284	72.9	11,524	〔老齢基礎 年金等受 給権者数〕
女性	4,687	115	655	47.3	14,980	
女性割合(%)	31.6	16.4	33.8	39.3	56.5	
平均年齢 計	歳 71.7	歳 73.9	歳 72.6	歳 71.6	歳 74.8	
男性	71.2	73.6	72.4	71.0	73.9	
女性	72.7	75.4	73.1	72.4	75.6	

注1 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

注2 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

⁴¹ 国民年金は、新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数である。

(ii) 老齢・退年相当の平均年金月額

平成23(2011)年度末の老齢・退年相当の平均年金月額⁴²(老齢基礎年金分を含む)をみると、図表2-3-8に示したとおり、地共済が最も高く20.3万円、次いで国共済19.5万円、私学共済19.1万円、厚生年金15.0万円(厚生年金基金代行分も含む)の順となっている。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
 - ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
 - ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること
- 等に留意する必要がある。

図表2-3-8 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成23年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	149,687	194,782	202,718	190,636	54,612
男性	170,652	199,385	213,045	210,272	59,200
女性	104,266	171,375	182,458	160,448	51,083
女(男=100)	61.1	86.0	85.6	76.3	86.3
平均加入期間	月	月	月	月	月
計	396	425	422	389	358
男性	435	429	436	400	397
女性	312	407	395	371	328
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注2} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	160,570	213,510	221,462	209,254	57,964
					5.8万円

注1 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

注2 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。

○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注3 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

⁴² 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照。

また、平均年金月額に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者⁴³

を除くと、地共済 22.1 万円、国共済 21.4 万円、私学共済 20.9 万円、厚生年金 16.1 万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.8 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.5 万円（図表中「54,612 円」）である。

平成 23(2011)年度末の女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると、厚生年金は 10.4 万円と男性（17.1 万円）の 61.1%とほぼ 6 割の水準であるのに対し、国共済は 17.1 万円と男性（19.9 万円）の 86.0%の水準、地共済は 18.2 万円と男性（21.3 万円）の 85.6%の水準となっており、男女間の差が小さい。これは、国共済及び地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額に男女間の差が小さいためと考えられる。

⁴³ 65 歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成 13(2001)年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり 60 歳支給開始）が始まっている。

(iii) 1人当たり保険料と平均年金月額

被用者年金において、被保険者の1人当たり保険料（総報酬ベース・月額）と老齢・退年相当の受給権者の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）を比較したものが図表2-3-9である。ここでは、被保険者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）に、保険料率（平成23(2011)年9月）を乗じて得た額を、1人当たり保険料としている。

平成23(2011)年度でみると、厚生年金では、被保険者が1人当たり5.9万円の保険料を拠出している（事業主負担分含む）のに対し、受給権者が平均で15.0万円の年金を受け取っている状況である。国共済、地共済は、それぞれ、被保険者1人当たり8.4万円、8.8万円の保険料を拠出しているのに対し、受給権者が平均で19.5万円、20.3万円の年金を受け取っており、厚生年金に比べ、保険料、年金額ともに多くなっている。また、私学共済は、被保険者1人当たり6.1万円の保険料を拠出しているのに対し、受給権者の平均年金月額は19.1万円となっている。

図表2-3-9 1人当たり保険料と平均年金月額（老齢・退年相当）

—平成23年度、平成23年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
○被保険者					
1人当たり標準報酬額 （総報酬ベース・月額）	①	359,455 円	527,366 円	553,772 円	472,464 円
保険料率 （平成23年9月）	②	16.412 %	15.862 %	15.862 %	12.938 %
1人当たり保険料 （総報酬ベース・月額）	①×②	58,994 円	83,651 円	87,839 円	61,127 円
○老齢・退年相当の受給権者					
平均年金月額 （老齢基礎年金分を含む）		149,687 円	194,782 円	202,718 円	190,636 円
平均加入期間		396 月	425 月	422 月	389 月

(iv) 本来支給、特別支給の平均年金月額

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況をみる。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6（1994）年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13（2001）年度以降、その対象者が年金を受給し始めている⁴⁴。こうした状況を示したのが図表2-3-10である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成23（2011）年度末で厚生年金16.5万円、国共済21.2万円、地共済22.0万円、私学共済21.7万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、64歳では、厚生年金が15.1万円、国共済が19.5万円、地共済が20.3万円、私学共済が17.4万円となっており、本来支給分（老齢基礎年金分を含む）より若干低い水準である。

一方、60歳～63歳については、64歳以上に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13（2001）年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられていることによるものであり、平成23（2011）年度中に60～63歳に到達する者（厚生年金の女性は60～61歳）、すなわち23（2011）年度末に60歳～63歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることが反映している。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

⁴⁴ 用語解説の図3を参照。

図表 2-3-10 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） —平成23年度末—

(単位:円)

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		110,041 〔149,687〕	155,871 〔194,782〕	165,966 〔202,718〕	151,035 〔190,636〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	171,028	89,740	123,215	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔82,361〕	118,962 〔119,727〕	130,332 〔130,365〕	113,427 〔113,427〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔83,825〕	122,744 〔124,105〕	134,155 〔134,221〕	114,930 〔114,930〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔100,483〕	123,203 〔124,565〕	143,200 〔143,244〕	115,896 〔115,896〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔103,156〕	124,095 〔124,957〕	145,099 〔146,763〕	117,792 〔118,016〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔150,725〕	194,563 〔195,292〕	201,772 〔203,343〕	173,454 〔173,668〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	105,920 〔165,118〕	148,392 〔212,153〕	156,315 〔219,617〕	158,453 〔217,367〕
		旧法部分	158,528	196,521 161,008	226,708 147,286	171,615 138,020
男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		128,900 〔170,652〕	159,695 〔199,385〕	173,694 〔213,045〕	168,872 〔210,272〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	178,601	92,298	135,697	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔96,388〕	121,571 〔122,410〕	134,709 〔134,761〕	125,209 〔125,209〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔98,186〕	125,701 〔127,198〕	138,733 〔138,832〕	126,091 〔126,091〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔100,893〕	126,016 〔127,512〕	152,114 〔152,179〕	127,862 〔127,862〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔105,374〕	126,947 〔127,857〕	154,634 〔156,464〕	129,470 〔129,656〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔172,693〕	200,307 〔201,085〕	214,119 〔215,846〕	189,479 〔189,706〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	127,412 〔188,786〕	152,668 〔216,746〕	166,094 〔230,360〕	178,958 〔239,204〕
		旧法部分	207,390	204,432 163,156	243,848 167,729	204,159 147,223
女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		69,184 〔104,266〕	136,417 〔171,375〕	150,804 〔182,458〕	123,533 〔160,448〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	63,910	81,222	108,652	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔47,216〕	103,249 〔103,564〕	122,495 〔122,495〕	94,510 〔94,510〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔47,633〕	103,743 〔104,239〕	125,053 〔125,053〕	95,835 〔95,835〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔99,438〕	104,343 〔104,817〕	124,769 〔124,769〕	95,137 〔95,137〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔97,509〕	105,047 〔105,578〕	124,883 〔126,198〕	96,417 〔96,710〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔94,137〕	156,457 〔156,879〕	175,697 〔176,941〕	144,238 〔144,420〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	57,351 〔111,630〕	125,586 〔187,587〕	133,464 〔194,540〕	124,976 〔181,854〕
		旧法部分	109,646	171,889 89,107	209,398 120,471	159,347 130,861

注1 〔 〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である(厚生年金の特別支給分の数値は、旧農林年金に係る老齢基礎年金月額には含まない)。なお、60～64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

(v) 老齢・退年相当の平均年金月額の推移

図表 2-3-11 は、老齢・退年相当の平均年金月額の推移を示したものである。老齢基礎年金分を含む平均年金月額をみると、被用者年金では、平成 23(2011)年度の対前年度増減率が、厚生年金、国共済及び私学共済でともに 0.5%減、地共済で 1.0%減となり、引き続き各制度で減少した。

一方、国民年金の平均年金月額⁴⁵は増加を続けており、平成 23(2011)年度は対前年度 0.2%の増加で、54,612 円となった。

また、老齢基礎年金分を含まない平均年金月額をみると、被用者年金では減少傾向が続いている。

図表 2-3-11 平均年金月額の推移 —老齢・退年相当—

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
22	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
23	149,687	194,782	202,718	190,636	54,612
対前年度増減率(%)					
17	△0.2	△0.1	△0.2	0.2	0.9
18	△1.4	△0.5	△0.8	△0.5	0.5
19	△2.9	△2.1	△2.5	△2.7	0.7
20	△1.5	△1.4	△1.4	△1.7	0.7
21	△1.3	△0.7	△1.2	△1.0	0.6
22	△2.2	△1.8	△2.4	△2.0	0.5
23	△0.5	△0.5	△1.0	△0.5	0.2

注 1 厚生年金の平成7年度は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成7、12年度は旧農林年金を含まない。

注 2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

⁴⁵ 国民年金の平均年金月額は、新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均である。

(図表 2-3-11 続き)

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
12	149,564	196,201	210,629	192,790
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446
20	117,934	164,784	176,538	159,289
21	115,293	162,325	173,490	156,894
22	111,656	158,062	168,480	152,827
23	110,041	155,871	165,966	151,035
対前年度増減率(%)				
17	△1.7	△1.3	△1.2	△0.9
18	△3.0	△1.5	△1.8	△1.5
19	△4.6	△3.1	△3.4	△3.8
20	△2.8	△2.3	△2.3	△2.5
21	△2.2	△1.5	△1.7	△1.5
22	△3.2	△2.6	△2.9	△2.6
23	△1.4	△1.4	△1.5	△1.2

注 厚生年金の平成7、12年度は旧農林年金を含まない。

(vi) 老齢・退年相当の平均加入期間 —各制度とも伸長、国民年金で大きな伸び—

次に、平均年金月額の変動に影響を与える平均加入期間の変動をみる。平成23(2011)年度末の老齢・退年相当の平均加入期間は、図表2-3-12に示したように、厚生年金396ヶ月、国共済425ヶ月、地共済422ヶ月、私学共済389ヶ月、国民年金358ヶ月となっており、国共済と地共済で長くなっている。

平均加入期間の推移をみると、各制度とも、年々長くなってきている。特に国民年金は、近年で年5～8ヶ月の増加となっており、平成23(2011)年度末は358ヶ月と、平成7(1995)年度の241ヶ月に比べて16年間で117ヶ月も伸びている。一方、被用者年金では、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも年2～3ヶ月程度の伸びである。また、国共済と地共済の伸びは、厚生年金などに比べて小さくなっている。

図表2-3-12 平均加入期間の推移 —老齢・退年相当—

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平成	月	月	月	月	月	
7	347	410	405	353	241	
12	364	413	410	366	284	
17	380	420	415	378	322	
18	382	421	416	381	329	
19	385	422	418	382	336	
20	388	423	419	384	342	
21	391	424	420	385	348	
22	394	425	421	387	353	
23	396	425	422	389	358	

対前年度増減差

17	3	1	1	2	8
18	2	1	1	3	7
19	3	1	1	1	7
20	3	1	1	2	6
21	3	1	1	1	6
22	2	1	1	2	5
23	2	0	1	2	5

注1 厚生年金の平成7、12年度は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

(vii) 平均年金月額の減少要因

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

①給付乗率

- ・ 給付乗率⁴⁶の小さい年金が年々加わってくること。

②物価スライド

- ・ 平成 15(2003)、16(2004)、18(2006)、23(2011)年度については、年金の物価スライドがそれぞれ 0.9%、0.3%、0.3%、0.4%の引下げであったこと。

③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- ・ 平成 13(2001)年度については、年度中に 60 歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられており、年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること⁴⁷。
- ・ 同様に、平成 16(2004)年度については、年度中に 61 歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、定額部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、新たに 61 歳の男性（共済年金の女性含む）も報酬比例のみの年金になったこと。また、平成 19(2007)年度、22(2010)年度については、当該年度中にそれぞれ 62 歳、63 歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、定額部分の支給開始年齢が 63 歳、64 歳に引き上げられたこと。
- ・ 厚生年金の平成 18(2006)年度については、年度中に 60 歳に到達する女性から、定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられたこと。同様に、厚生年金の平成 21(2009)年度については、年度中に 61 歳に到達する女性から、定額部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられたこと。

⁴⁶ 給付乗率は、昭和 2(1927)年 4 月 1 日以前生まれの 1000 分の 7.308 から昭和 21(1946)年 4 月 2 日以後生まれの者の 1000 分の 5.481 まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

⁴⁷ 平成 14(2002)、15(2003)年度については、当該年度中に 60 歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ 61 歳、62 歳となっているが、年度末に 60 歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は 13(2001)年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来、財政状況把握の一助とするため、制度の成熟度を表す「年金扶養比率」、「総合費用率」、「独自給付費用率」、収支状況を表す「収支比率」、積立状況を表す「積立比率」の5つの財政指標⁴⁸を作成してきた。また、平成14(2002)年度から「年金種別費用率」を、平成20(2008)年度から「保険料比率」を作成し、分析を行っている。

(1) 年金扶養比率

(i) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済及び地共済ー

平成23(2011)年度末の年金扶養比率は、図表2-4-1に示すとおり、私学共済が最も高く、国共済及び地共済が低くなっている。また、国民年金は、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると2.33である。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済及び地共済は成熟が進んでいる制度といえる。一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあつては被保険者の負担が大きいことを意味する。

図表2-4-1 年金扶養比率 ー平成23年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	34,515	1,059	2,858	492	66,726
老齢・退年相当の 受給権者数	14,840	698	1,939	120	28,639
年金扶養比率	2.33	1.52	1.47	4.09	2.33

注1 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が1.88、地共済が1.82である。
なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

⁴⁸ 財政指標の定義については、第2章の章末の「《参考2》財政指標の定義及び意味」の項を参照。

年金扶養比率の推移をみると、図表 2-4-2 に示すとおり、各制度とも一貫して低下している。平成 23(2011)年度は、厚生年金、地共済、私学共済及び国民年金が 0.06～0.09 ポイント程度低下し、国共済はほぼ横ばいであった。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67
20	2.60	1.58	1.69	4.49	2.55
21	2.47	1.53	1.60	4.32	2.45
22	2.39	1.53	1.53	4.19	2.40
23	2.33	1.52	1.47	4.09	2.33
対前年度増減差					
17	△0.04	△0.02	△0.06	△0.12	△0.09
18	△0.05	△0.02	△0.06	△0.14	△0.10
19	△0.08	△0.06	△0.10	△0.21	△0.10
20	△0.14	△0.04	△0.10	△0.18	△0.12
21	△0.13	△0.05	△0.09	△0.17	△0.09
22	△0.08	△0.00	△0.07	△0.14	△0.05
23	△0.06	△0.01	△0.06	△0.09	△0.07

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

(ii) 年金種別費用率

平成 23(2011)年度の年金種別費用率は、図表 2-4-3 に示すとおりである。老齢費用率は地共済及び国共済で高く、私学共済で低くなっている。

図表 2-4-3 年金種別費用率 -平成 23 年度-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	10.9	13.8	14.4	7.8
障害費用率	0.2	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	3.0	3.1	2.4	1.4
(参考：総合費用率)	19.3	21.2	20.7	13.9

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。

図表 2-4-4 は、平成 23(2011)年度における年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合である。国共済及び地共済で老齢費用率の占める割合が大きくなっている。

なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表 2-4-4 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合 —平成 23 年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	56.2	64.8	69.4	56.1
障害費用率	0.8	0.6	0.7	0.6
遺族費用率	15.4	14.5	11.5	10.0

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。

各制度の年金種別費用率の推移は、図表 2-4-5 のとおりである。

図表 2-4-5 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
18	10.1	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
19	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
20	10.0	0.1	2.7	12.7	0.1	3.0
21	11.0	0.2	3.0	13.0	0.1	3.2
22	11.1	0.2	3.0	13.1	0.1	2.9
23	10.9	0.2	3.0	13.8	0.1	3.1

年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
17	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
19	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
20	12.5	0.1	2.4	7.2	0.1	1.3
21	13.6	0.1	2.5	7.4	0.1	1.3
22	14.0	0.1	2.3	7.7	0.1	1.4
23	14.4	0.1	2.4	7.8	0.1	1.4

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。

(2) 総合費用率

(i) 総合費用率

図表 2-4-6 は、総合費用率⁴⁹の推移を示したものである。平成 23(2011)年度の総合費用率は、国共済が 21.2%で最も高く、私学共済が 13.9%で最も低くなっている。

図表 2-4-6 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
17	17.8	16.7	16.2	11.8
18	17.9	17.6	16.8	12.0
19	17.9	18.7	17.6	12.4
20	18.2	19.9	19.2	12.7
21	19.2	19.9	19.9	12.6
22	19.7	20.2	20.2	13.6
23	19.3	21.2	20.7	13.9
対前年度増減差				
17	0.0	△0.4	0.8	0.2
18	0.0	0.9	0.6	0.2
19	△0.0	1.2	0.8	0.4
20	0.3	1.2	1.5	0.4
21	1.0	0.0	0.7	△0.1
22	0.5	0.3	0.3	1.0
23	△0.4	1.0	0.6	0.3

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。厚生年金基金の代行部分を含んだ実績推計ベースの数値については図表2-4-7及び2-4-8を参照。

総合費用率の推移をみると、厚生年金では、平成 20(2008)年度以降上昇傾向にあったが、23(2011)年度は 0.4 ポイント低下した。

国共済及び地共済の総合費用率⁵⁰は、平成 20(2008)年度に、被用者年金一元化法案の提出下で予算編成したことにより追加費用が大幅に減少したことを反映し、大

⁴⁹ 平成 15(2003)年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになったため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成 15(2003)年度前と以後とは接続しない。本稿では、過去との比較のため、第2章の章末の「《参考3》詳細統計表」に標準報酬月額ベースの率も掲載している。

⁵⁰ 国共済及び地共済では、両者の財政単位の一元化により、平成 16(2004)年度以降、地共済から国共済へ財政調整拠出金が拠出されている。この財政調整拠出金により国共済の実質的な支出の規模が縮小し、国共済の総合費用率が低く抑えられている一方、地共済の総合費用率は、財政調整拠出金の拠出により若干高めになっている。

きく上昇したが、21(2009)年度には基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げで上昇幅が抑制された。また、平成22(2010)年度は追加費用の大幅増加⁵¹により上昇幅が小さかったが、23(2011)年度は国共済で1.0ポイント、地共済で0.6ポイントの増加となった。

私学共済の総合費用率は、平成21(2009)年度における0.1ポイントの低下を除き、上昇傾向が続いている。平成22(2010)年度は上昇幅が大きかったが、23(2011)年度は例年程度の上昇幅となっている。

総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。そこで、総合費用率と保険料率を比較⁵²してみると、図表2-4-7に示すように、各制度とも総合費用率が保険料率を上回る状況が続いている。これは、当年度の費用を賄うために、当年度の保険料収入だけではなく、運用収入等も充てていることを示している。

図表2-4-7 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済		
	総合費用率 実績	保険料率 実績推計	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8	
12	<17.9>	<18.5>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
17	17.8	18.7	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.9	18.6	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.9	18.6	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522
20	18.2	19.0	15.350	19.9	15.025	19.2	14.800	12.7	11.876
21	19.2	20.2	15.704	19.9	15.154	19.9	15.154	12.6	12.230
22	19.7	20.6	16.058	20.2	15.508	20.2	15.508	13.6	12.584
23	19.3	20.1	16.412	21.2	15.862	20.7	15.862	13.9	12.938

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 総合費用率の厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金の代行部分を含めた推計値である。（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）

注3 保険料率は、平成7、12年度は標準報酬月額ベース、平成17年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-6に掲げる率である。

⁵¹ 平成20(2008)年度に係る精算額の増加が影響している。

⁵² 厚生年金の総合費用率（実績）は厚生年金の代行部分を含んでいないため、保険料率と比較する際には、厚生年金基金の代行部分を含めた実績推計の数値と比較することが適当である。

(ii) 厚生年金相当部分に係る総合費用率

共済年金には厚生年金にない職域部分があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。また、厚生年金についても、決算ベースの実績は厚生年金基金による代行部分を含んでいないため、比較する際には厚生年金基金代行部分を含める必要がある。そこで、各共済における職域部分を除いた厚生年金相当部分に係る総合費用率と、厚生年金における厚生年金基金の代行部分を含めた実績推計ベースの総合費用率を比較する。

図表 2-4-8 に示すように、平成 23(2011)年度では、厚生年金の総合費用率（実績推計）が 20.1%であるのに対し、地共済及び私学共済の厚生年金相当部分に係る総合費用率は、それぞれ 0.4 ポイント、7.5 ポイント低くなっている。要因として、地共済については厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については厚生年金に比べ年金扶養比率が高い（換言すると成熟が進んでいない）ことなどが考えられる。

一方、国共済の厚生年金相当部分に係る総合費用率は、平成 22(2010)年度までは厚生年金の総合費用率（実績推計）より低い状況が続いていたが、23(2011)年度には 20.1%に上昇し、厚生年金と同じ水準になった。

図表 2-4-8 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績推計
平成	%	%	%	%
17	15.5	14.9	11.0	18.7
18	16.5	15.3	11.2	18.6
19	17.5	16.0	11.5	18.6
20	18.1	17.5	11.8	19.0
21	18.1	17.9	11.4	20.2
22	19.2	19.2	12.3	20.6
23	20.1	19.7	12.6	20.1

注1 国共済、地共済、私学共済の実績（推計）は、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることにより算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で厚生年金相当部分を推計した額を用いて算出している。

注2 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金の代行部分を含めた推計値である。（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）

(3) 独自給付費用率及び基礎年金費用率

(i) 独自給付費用率

図表 2-4-9 は、独自給付費用率の推移を示したものである。平成 23(2011)年度の独自給付費用率は、国共済及び地共済が高く、私学共済が低くなっている。

独自給付費用率の推移をみると、厚生年金は平成 20(2008)年度までは横ばいであったが、21(2009)年度に大きく上昇し、以降 14%代で推移している。

国共済及び地共済の独自給付費用率は、追加費用が大幅に減少した平成 20(2008)年度に大きく上昇した一方、追加費用が大幅に増加した影響等で 22(2010)年度に低下した。平成 23(2011)年度は再び上昇傾向に戻り、両制度とも 17%程度となった。

私学共済の独自給付費用率は上昇傾向が続いている。特に、平成 21(2009)年度、22(2010)年度の上昇幅が大きかったが、23(2011)年度は例年程度の上昇幅に戻っている。

図表 2-4-9 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
17	12.9	12.9	13.0	8.2
18	12.8	13.7	13.5	8.5
19	12.7	14.7	14.2	8.6
20	12.8	15.8	15.5	8.8
21	14.1	16.4	16.7	9.2
22	14.3	16.2	16.6	9.8
23	14.0	17.0	16.9	10.1
対前年度増減差				
17	△0.0	△0.3	0.9	0.2
18	△0.1	0.9	0.6	0.2
19	△0.1	1.0	0.6	0.2
20	0.1	1.1	1.4	0.2
21	1.3	0.5	1.2	0.4
22	0.2	△0.2	△0.1	0.7
23	△0.3	0.8	0.3	0.2

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。

(ii) 基礎年金費用率

図表 2-4-10 は基礎年金費用率の推移を示したものである。平成 23(2011)年度の基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く、次いで国共済、私学共済、地共済の順となっている。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額⁵³や基礎年金拠出金算定対象者の第2号・第3号の比率⁵⁴が制度間で異なっていることによる。

基礎年金費用率の推移をみると、平成 21(2009)年度には、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げにより各制度とも 0.4~0.5 ポイント程度低下したが、22(2010)年度には、21 頁で述べた要因により被用者年金の基礎年金拠出金（決算ベース）が増加したことを反映して上昇し、各制度ともほぼ 20(2008)年度の水準に戻った。平成 23(2011)年度の基礎年金費用率は、厚生年金で低下、他の制度では上昇している。

図表 2-4-10 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
17	4.9	3.9	3.3	3.6
18	5.1	3.8	3.3	3.6
19	5.2	4.0	3.5	3.7
20	5.4	4.1	3.7	3.9
21	5.1	3.6	3.2	3.4
22	5.4	4.1	3.6	3.8
23	5.3	4.2	3.8	3.9
対前年度増減差				
17	0.0	△0.1	△0.0	0.0
18	0.1	△0.0	0.0	△0.0
19	0.1	0.2	0.2	0.2
20	0.2	0.1	0.2	0.2
21	△0.4	△0.5	△0.5	△0.5
22	0.4	0.5	0.4	0.3
23	△0.1	0.2	0.2	0.1

⁵³ 図表 2-2-6 及び図表 2-2-7 を参照。

⁵⁴ 図表 2-1-20 を参照。

(4) 保険料比率及び収支比率

(i) 保険料比率

図表 2-4-11 は、保険料比率の推移を示したものである。平成 23(2011)年度の保険料比率は、100%を超えている国民年金（国民年金勘定）が最も高く、次いで私学共済、厚生年金、地共済、国共済の順となっている。被用者年金では、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が保険料収入より多くなっており、運用収入や積立金の取崩し等により財源を賄っている状況である。

図表 2-4-11 保険料比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	111.9	96.3	123.5	121.4	117.5
12	90.5	89.9	105.0	99.0	109.1
17	75.6	87.0	83.3	91.7	85.7
18	77.3	83.5	82.5	92.7	79.1
19	79.3	79.1	80.5	93.0	78.1
20	79.8	75.0	75.7	93.1	74.1
21	77.6	75.7	74.7	96.9	93.8
22	77.2	75.8	75.1	92.3	125.8
23	81.1	74.1	74.7	92.5	106.5
対前年度増減差					
17	1.3	2.7	△2.1	0.8	△6.3
18	1.8	△3.6	△0.8	1.0	△6.7
19	2.0	△4.4	△2.0	0.3	△1.0
20	0.5	△4.0	△4.7	0.1	△4.0
21	△2.1	0.6	△1.1	3.8	19.7
22	△0.4	0.1	0.5	△4.6	32.1
23	3.9	△1.7	△0.5	0.2	△19.4

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。

保険料比率の推移をみると、厚生年金と私学共済は、厚生年金で平成 21(2009)、22(2010)年度に、私学共済で22(2010)年度に低下していたが、23(2011)年度は両制度とも再び上昇傾向に戻った。特に厚生年金の上昇幅が大きい。

国共済の保険料比率は、平成 20(2008)年度まで低下した後、基礎年金国庫・公経済負担割合の引上げによる国庫・公経済負担の増加⁵⁵等により、2年間ほど上昇していたが、23(2011)年度には再び低下した。

⁵⁵ 図表 2-1-7 及び 2-1-8 を参照。

また、地共済の保険料比率は、追加費用が増加⁵⁶した平成 22(2010)年度に若干上昇したものの、概ね低下傾向にある。被保険者数及び1人当たり標準報酬額の減少⁵⁷に伴い、標準報酬総額が減少⁵⁸していることが、保険料比率低下の要因となっている。

一方、国民年金の保険料比率は、70%代にまで下がっていた平成 20(2008)年度までの状況とは一転し、21(2009)、22(2010)年度に大幅に上昇しており、22(2010)年度には 100%を大きく上回る水準となった。これには、基礎年金国庫・公経済負担割合の引上げに加え、21頁で述べた要因による平成 22(2010)年度における決算ベースの基礎年金拠出金の大幅な減少⁵⁹も大きく影響している。ただし、平成 22(2010)年度の決算ベースの基礎年金拠出金は、算出に用いる納付率の変更で概算額が実際に近くなった一方、変更前の 20(2008)年度に係るマイナスの精算額も計上されており、本来の水準より少なかったため、22(2010)年度の保険料比率は本来より高い水準となっていた。平成 23(2011)年度の保険料比率は、前年度より低下したものの、引き続き 100%を上回る水準を保っている。

⁵⁶ 図表 2-1-9 を参照。

⁵⁷ 図表 2-2-1 及び 2-2-7 を参照。

⁵⁸ 図表 2-2-8 を参照。

⁵⁹ 平成 22(2010)年度の国民年金の基礎年金拠出金（決算ベース）は、対前年度で 22.0%減少した。

(ii) 収支比率

図表 2-4-12 は、収支比率の推移を示したものである。平成 23(2011)年度の収支比率（時価ベース）は、私学共済及び国民年金で 100%を下回っており、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄っている状況である。

図表 2-4-12 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	<69.0>	<75.1>	<57.0>	<55.3>	<72.5>
12	<90.5>	<89.3>	<72.6>	<74.3>	<80.2>
17	<121.3>	<93.0>	<82.7>	<74.0>	<109.0>
	90.7	79.1	57.9	65.5	87.6
18	<115.2>	<95.6>	<80.0>	<76.1>	<114.6>
	107.4	96.4	83.4	73.2	109.8
19	<117.2>	<99.6>	<89.1>	<84.0>	<120.9>
	161.9	132.6	234.3	178.1	153.5
20	<116.3>	<114.5>	<112.5>	<92.8>	<127.0>
	203.6	196.5	1,176.2	511.4	204.2
21	<128.8>	<115.3>	<114.5>	<91.3>	<106.6>
	92.8	92.8	73.7	58.8	81.3
22	<128.1>	<113.3>	<114.6>	<96.5>	<79.4>
	131.3	120.5	133.8	106.8	80.4
23	<122.5>	<117.8>	<118.0>	<97.3>	<93.8>
	111.8	117.0	105.0	92.6	85.0
対前年度増減差					
17	<△3.0>	<△5.3>	<△10.8>	<△12.8>	<△5.9>
	△22.4	△17.7	△25.2	△13.0	△7.9
18	<△6.1>	<△2.7>	<△2.8>	<△2.1>	<△5.6>
	16.6	17.3	25.5	7.7	22.2
19	<△2.0>	<△4.0>	<△9.2>	<△8.0>	<△6.3>
	54.5	36.2	150.9	104.9	43.7
20	<△0.9>	<△14.9>	<△23.4>	<△8.8>	<△6.1>
	41.7	63.9	941.9	333.3	50.7
21	<△2.5>	<△0.8>	<△2.0>	<△1.5>	<△20.4>
	△110.8	△103.8	△1,102.5	△452.6	△123.0
22	<△0.7>	<△2.0>	<△0.1>	<△5.2>	<△27.2>
	38.5	27.7	60.1	48.0	△0.9
23	<△5.5>	<△4.6>	<△3.4>	<△0.7>	<△14.4>
	△19.5	△3.4	△28.8	△14.2	4.6

注1 <>内の数値は、簿価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。

(5) 積立比率

図表 2-4-13 は、積立比率の推移を示したものである。平成 23(2011)年度の積立比率(時価ベース)は、地共済及び私学共済が高く、厚生年金が低い。平成 22(2010)年度に比べ、すべての制度で低下している。

図表 2-4-13 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	年	年	年	年	年
7	<6.3>	<7.4>	<12.2>	<12.9>	<4.1>
12	<6.1>	<7.3>	<12.4>	<11.9>	<5.2>
17	<5.2>	<7.4>	<10.5>	<10.3>	<4.3>
	5.2	7.5	10.7	10.6	4.3
18	<4.9>	<7.1>	<10.6>	<10.3>	<3.8>
	5.2	7.4	11.2	10.8	4.0
19	<4.7>	<6.7>	<10.5>	<10.1>	<3.7>
	5.0	7.0	11.1	10.6	3.9
20	<4.5>	<6.3>	<10.1>	<9.9>	<3.5>
	4.6	6.4	10.0	9.8	3.6
21	<4.3>	<6.3>	<10.0>	<9.9>	<4.3>
	4.1	6.0	9.2	9.1	4.0
22	<4.1>	<6.2>	<10.0>	<9.0>	<5.6>
	4.1	6.1	9.7	9.0	5.7
23	<3.9>	<5.8>	<9.7>	<8.7>	<5.2>
	3.9	5.7	9.3	8.6	5.2
対前年度増減差					
17	<△0.1>	<0.2>	<△0.3>	<△0.2>	<△0.4>
	0.0	0.2	△0.2	△0.0	△0.3
18	<△0.3>	<△0.3>	<0.0>	<0.0>	<△0.5>
	△0.0	△0.1	0.5	0.2	△0.3
19	<△0.2>	<△0.3>	<△0.0>	<△0.2>	<△0.1>
	△0.1	△0.4	△0.1	△0.2	△0.1
20	<△0.2>	<△0.4>	<△0.5>	<△0.2>	<△0.2>
	△0.5	△0.6	△1.1	△0.8	△0.4
21	<△0.1>	<△0.1>	<△0.1>	<△0.0>	<0.7>
	△0.5	△0.4	△0.8	△0.7	0.4
22	<△0.3>	<△0.1>	<0.0>	<△0.9>	<1.4>
	0.0	0.1	0.5	△0.1	1.7
23	<△0.1>	<△0.4>	<△0.3>	<△0.3>	<△0.4>
	△0.2	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4

注1 <>内の数値は、簿価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。

国民年金の積立比率（時価ベース）は、平成 21(2009)、22(2010)年度に上昇しているが、これは、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げや、22(2010)年度における決算ベースの基礎年金拠出金の大幅な減少で、積立比率の分母である「実質的な支出－国庫・公経済負担」が小さくなったことが要因である。ただし、保険料比率と同様の理由で、国民年金の平成 22(2010)年度の積立比率は本来より高い水準となっている。

なお、積立比率は前年度末積立金を用いて評価している指標であるため、各年度の積立比率は、前年度末の積立金の水準を反映したものになっている。

《参考1》

保険料収入の増減要因の分析方法について

図表 2-1-5 に示した平成 23(2011)年度における保険料収入の増減要因の分析は、以下の方法で行った。

○分析方法

- ① 保険料収入を以下の式で表し、各項目に分解する。

$$\text{保険料収入} = \text{被保険者数} \times \text{1人当たり標準報酬額} \times \text{保険料率} \times \alpha$$

《式中の各項目の内容》

- ・ 被保険者数は、年度間平均値。
- ・ 1人当たり標準報酬額は、標準報酬総額（総報酬・年度間累計）を被保険者数（年度間平均値）で除した数値。
- ・ 保険料率は、対象年度の保険料率を加重平均（収納月を考慮）した数値。
- ・ α は保険料収入の単純計算値と実績のずれを表す率で、以下の式で算出する。

$$\alpha = \text{保険料収入実績} / (\text{被保険者数} \times \text{1人当たり標準報酬額} \times \text{保険料率})$$

※ 実績の保険料収入は、厚生年金基金の免除保険料率相当分、育休等による保険料免除分、収納状況、月別の数値が一定でないことによるずれ等の影響があるため、単純計算値（上記 α の式における右辺の分母）とは一致しない。そこで、このずれの状況を集約し α としている。

- ② 上記の保険料収入の分解式において、

$$\text{被保険者数} \rightarrow \text{1人当たり標準報酬額} \rightarrow \text{保険料率} \rightarrow \alpha$$

の順に、順次「前年度の数値」から「今年度の数値」に置き換えた値を算出し、各々の差をとることで、各項目の寄与額を算出する。次に、各項目の寄与額の前年度保険料収入に対する率を算出することで、保険料収入全体の増減率を要因別に分解する。

なお、 α の変化による寄与分を「その他」の要因による寄与分として表記する。

《参考2》

財政指標の定義及び意味

○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まっていく）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあつては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出—国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出—国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である⁶⁰。「実質的な支出—国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出—国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと見える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

⁶⁰ 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄っていることを示している。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成 15(2003)年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成 14(2002)年度までは「標準報酬月額ベース」、15(2003)年度以降は「総報酬ベース」とした（独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\begin{aligned} \text{独自給付に関する支出} &= \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} \\ &\quad - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}^{61} \end{aligned}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}^{62}$$

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\begin{aligned} \text{独自給付費用率} &= \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left(\begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100 \\ \text{基礎年金費用率} &= \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100 \end{aligned}$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

⁶¹ 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

⁶² 脚注 61 に同じ。

○保険料比率

保険料比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分のどの程度を保険料収入だけで賄えるかを示した指標であり、保険料収入の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する百分比である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}} \times 100$$

保険料比率が100%以上なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用収入等、他の収入で賄わなければならない状況にある。

○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入＋運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出＋追加費用}} \\ &= \frac{\text{（積立比率の分子）}}{\text{（積立比率の分母）＋国庫・公経済負担＋追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分母には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

※「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

$$\text{総合費用率} = \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他（拠出金）の費用率}$$

《参考3》

詳細統計表

第2章本文中に掲載した図表（途中年度を省略した図表）の詳細統計表は、以下のとおりである。

【1 財政収支の現状及び推移】

○図表 2-1-4 保険料収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
8	193,706	4,352	3,213	9,454	28,391	2,127	241,242	19,209	260,451
9	206,832		3,345	9,816	29,712	2,238	251,943	19,453	271,397
10	206,151		3,334	9,881	30,035	2,281	251,682	19,716	271,398
11	202,099		3,317	9,957	30,218	2,315	247,906	20,025	267,931
12	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
13	199,360		3,249	10,252	29,857	2,384	245,102	19,538	264,640
14	202,034			10,130	29,656	2,508	244,597	18,958	263,555
15	192,425			10,231	29,677	2,658	234,991	19,627	254,618
16	194,537			10,218	29,735	2,680	237,171	19,354	256,525
17	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
18	209,835			10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435
19	219,691			10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029
20	226,905			10,432	30,188	3,190	270,716	17,470	288,186
21	222,409			10,327	29,499	3,299	265,534	16,950	282,483
22	227,252			10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
23	234,699			10,535	29,429	3,549	278,212	15,807	294,019

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成14、15年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分（統合前に係る分）を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

○図表 2-1-7 国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
8	25,169	700	539	1,055	2,786	318	30,568	14,679	45,247
9	27,115		530	1,095	2,868	327	31,936	13,322	45,258
10	28,302		523	1,166	2,896	344	33,231	13,265	46,496
11	36,356		539	1,219	3,043	368	41,525	13,227	54,752
12	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
13	38,164		600	1,348	3,506	415	44,032	14,307	58,340
14	40,036			1,372	3,440	429	45,416	14,565	59,982
15	41,045			1,433	3,302	452	46,264	14,963	61,227
16	42,792			1,525	3,795	499	48,619	15,219	63,838
17	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
18	48,285			1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394
19	51,659			1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847
20	54,323			1,747	4,630	637	61,337	18,558	79,895
21	77,983			2,464	6,368	925	87,739	20,554	108,293
22	84,326			2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586
23	84,992			2,903	7,312	1,097	96,304	18,660	114,963

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成14～16年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分（統合前に係る分）を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

○図表 2-1-9 追加費用の推移

年度	国共済	地共済	計
平成	億円	億円	億円
7	6,060	15,559	21,619
8	5,758	16,009	21,766
9	5,894	16,059	21,953
10	6,062	15,745	21,808
11	5,807	15,271	21,078
12	5,612	14,756	20,368
13	5,400	14,572	19,972
14	5,326	14,139	19,465
15	5,187	13,352	18,539
16	4,918	12,465	17,383
17	4,702	11,896	16,599
18	4,569	11,344	15,914
19	4,294	10,794	15,088
20	3,538	9,445	12,982
21	3,357	9,658	13,015
22	4,265	11,611	15,875
23	4,077	11,065	15,143

○図表 2-1-10 運用収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	<55,268>	<1,067>	<875>	<3,463>	<11,543>	<1,056>	<73,273>	<3,184>	<767>	<77,223>
8	<56,061>	<1,693>	<781>	<3,505>	<10,910>	<985>	<73,935>	<3,296>	<700>	<77,931>
9	<55,637>		<774>	<3,289>	<11,009>	<996>	<71,706>	<3,405>	<616>	<75,726>
10	<52,164>		<715>	<2,728>	<10,535>	<989>	<67,131>	<3,368>	<385>	<70,884>
11	<47,286>		<676>	<2,666>	<12,109>	<1,013>	<63,750>	<3,236>	<386>	<67,372>
12	<43,067>		<698>	<2,499>	<9,328>	<875>	<56,466>	<2,828>	<304>	<59,598>
13	<38,607>		<507>	<2,104>	<7,872>	<783>	<49,873>	<2,263>	<209>	<52,345>
14	26,541			1,341				1,246		
	<31,071>			<2,169>	<6,870>	<667>	<40,777>	<1,897>	<175>	<42,848>
	2,731			1,757		△90		△371		
15	<22,884>			<2,358>	<7,000>	<670>	<32,912>	<1,523>	<79>	<34,513>
	64,232			3,282	16,995	809	85,318	4,482		89,879
16	<16,125>			<2,109>	<7,534>	<738>	<26,506>	<1,044>	<83>	<27,632>
	36,934			2,291	12,200	1,103	52,527	2,654		55,264
17	<18,298>			<2,423>	<13,604>	<1,359>	<35,684>	<1,357>	<83>	<37,124>
	91,893			4,647	32,363	1,903	130,806	6,451		137,340
18	<25,708>			<2,607>	<15,645>	<1,250>	<45,209>	<1,965>	<115>	<47,289>
	42,790			2,503	13,769	1,416	60,478	2,879		63,472
19	<16,582>			<2,789>	<11,966>	<873>	<32,211>	<1,113>	<169>	<33,492>
	△48,705			△479	△14,259	△1,237	△64,679	△3,073		△67,583
20	<17,682>			<1,712>	<5,242>	<513>	<25,149>	<1,093>	<172>	<26,414>
	△87,252			△3,356	△26,799	△2,572	△119,979	△5,924		△125,731
21	<50>			<1,508>	<5,014>	<440>	<7,013>	<3>	<126>	<7,142>
	86,258			4,385	24,130	2,542	117,316	5,296		122,737
22	<2,518>			<1,695>	<4,717>	<428>	<9,358>	<3>	<93>	<9,455>
	△3,069			979	△145	52	△2,183	△194		△2,284
23	<1,403>			<1,534>	<3,969>	<405>	<7,310>	<15>	<108>	<7,434>
	24,201			1,617	8,120	606	34,544	1,662		36,315

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成17年度以降の厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（17年度は年金資金運用基金納付金）を加えたものを計上している。

注3 <内は、簿価ベースである。

注4 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における当年度の時価ベースの運用収入を加えたものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注5 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。なお、国共済の時価ベースの運用収入は、平成10年度が2,542億円、11年度が3,147億円、12年度が1,678億円である。

○図表 2-1-11 運用利回りの推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
		旧農林年金				
	%	%	%	%	%	%
平成7	<5.24>	<4.92>	<4.97>	<4.23>	<4.60>	<4.90>
8	<4.99>	<4.23>	<4.82>	<3.74>	<4.03>	<4.56>
9	<4.66>	<4.08>	<4.32>	<3.57>	<3.86>	<4.26>
10	<4.15>	<3.69>	<3.44>	<3.24>	<3.66>	<3.94>
11	<3.62>	<3.45>	<3.27>	<3.57>	<3.59>	<3.58>
12	<3.22>	<3.55>	<3.01>	<2.61>	<2.99>	<2.98>
13	…	<2.54>	<2.42>	<2.05>	<2.60>	…
	1.99		1.56	…	…	1.29
14	…		<2.45>	<1.77>	<2.20>	…
	0.21		2.05	…	△0.28	△0.39
15	…		<2.68>	<1.81>	<2.00>	…
	4.91		3.84	4.83	2.61	4.78
16	…		<2.35>	<1.98>	<1.79>	…
	2.73		2.65	3.23	3.35	2.77
17	…		<2.43>	<3.59>	<4.16>	…
	6.82		5.36	8.44	5.78	6.88
18	…		<3.02>	<4.02>	<3.76>	…
	3.10		2.79	3.36	4.07	3.07
19	…		<3.18>	<3.02>	<3.14>	…
	△3.54		△0.53	△3.42	△2.81	△3.38
20	…		<1.20>	<0.85>	<△0.23>	…
	△6.83		△3.89	△6.79	△7.62	△7.29
21	…		<1.50>	<1.05>	<△0.55>	…
	7.54		5.52	6.73	8.27	7.48
22	…		<1.76>	<1.06>	<0.86>	…
	△0.26		1.21	△0.04	0.16	△0.25
23	…		<1.63>	<0.83>	<1.05>	…
	2.17		2.06	2.24	1.82	2.15

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 <>内は、簿価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入（参考値）を基にした修正総合利回りを計上している。なお、国共済の時価ベースの運用利回りは、平成10年度が3.17%、11年度が3.80%、12年度が2.03%である。

○図表 2-1-12 給付費の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
8	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	229,829	31,042	49,455	310,326
9	172,895		3,567	16,240	39,376	1,694	233,772	29,783	57,690	321,245
10	182,824		3,707	16,517	40,523	1,794	245,364	28,933	67,114	341,411
11	187,364		3,774	16,608	41,177	1,864	250,787	27,781	76,146	354,715
12	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
13	196,228		3,916	16,867	42,005	2,023	261,039	25,133	93,633	379,805
14	203,466			16,852	42,298	2,112	265,399	23,819	102,494	391,711
15	208,140			16,849	42,618	2,185	269,792	22,293	110,735	402,821
16	216,301			16,779	42,783	2,252	278,115	20,888	118,118	417,121
17	220,794			16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18	223,491			16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19	224,059			16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20	226,870			16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21	238,467			16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22	240,092			16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
23	237,342			16,665	45,710	2,718	302,434	11,884	174,356	488,675

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成14年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

○図表 2-1-13 運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定				基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	17,492	150	△69	△363	5,239	390	3,606	285	26,730
8	10,320	170	△221	△416	5,906	357	6,148	△1,038	21,225
9	17,273		△274	△129	6,225	336	2,747	△1,559	24,850
10	△1,363		△491	△300	4,468	217	1,503	△1,354	2,678
11	△7,804		△559	△778	2,878	107	1,717	△1,181	△5,619
12	△22,288		△664	297	△168	△22	698	136	△22,010
13	△33,540		△874	△1,498	△112	△106	△1,079	1,191	△36,018
14	△28,064			△1,841	△1,478	△99	△2,382	2,036	△32,322
15	△26,264			△2,093	△3,111	△192	△2,023	1,535	△32,212
16	△13,766			△1,902	△5,141	△267	△2,750	121	△23,719
17	△71,123			△1,521	△6,082	△252	△6,967	△1,430	△87,375
18	△48,853			△2,031	△6,468	△228	△5,987	66	△63,500
19	△47,057			△2,726	△7,409	△11	△6,196	1,184	△62,215
20	△48,148			△3,457	△9,712	△232	△7,029	75	△68,504
21	△45,333			△3,300	△10,036	△103	△2,254	2,963	△58,063
22	△63,044			△3,266	△9,660	△282	2,388	5,553	△68,311
23	△50,867			△3,665	△9,992	△285	△183	5,398	△59,594

注1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注2 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○図表 2-1-14 積立金の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	<1,118,111>	<23,475>	<18,677>	<72,693>	<288,406>	<24,268>	<1,545,630>	<69,516>	<7,246>	<1,622,392>
8	<1,184,579>	<25,007>	<19,236>	<75,782>	<305,220>	<25,611>	<1,635,435>	<78,493>	<7,246>	<1,721,175>
9	<1,257,560>		<19,737>	<78,942>	<322,455>	<26,943>	<1,705,637>	<84,683>	<7,246>	<1,797,566>
10	<1,308,446>		<19,961>	<81,337>	<337,358>	<28,150>	<1,775,251>	<89,619>	<7,246>	<1,872,117>
11	<1,347,988>		<20,079>	<83,189>	<352,346>	<29,270>	<1,832,872>	<94,617>	<7,246>	<1,934,735>
12	<1,368,804>		<20,113>	<85,951>	<361,507>	<30,123>	<1,866,498>	<98,208>	<7,246>	<1,971,952>
13	<1,373,934> 1,345,967		<19,746>	<86,500> 87,070	<369,267>	<30,800>	<1,880,246>	<99,490> 97,348	<7,246>	<1,986,982>
14	<1,377,023> 1,320,717			<86,747> 86,986	<374,658> 365,720	<31,368> 31,625	<1,869,796> 1,805,048	<99,108> 94,698	<7,246>	<1,976,150> 1,906,992
15	<1,374,110> 1,359,151			<86,938> 88,175	<378,297> 379,605	<31,802> 32,242	<1,871,147> 1,859,173	<98,612> 97,160	<7,246>	<1,977,004> 1,963,580
16	<1,376,619> 1,382,468			<87,034> 88,564	<380,619> 386,664	<32,102> 33,079	<1,876,374> 1,890,775	<96,991> 97,151	<7,246>	<1,980,611> 1,995,171
17	<1,324,020> 1,403,465			<87,580> 91,690	<388,082> 412,945	<33,180> 34,730	<1,832,862> 1,942,829	<91,514> 96,766	<7,246>	<1,931,622> 2,046,842
18	<1,300,980> 1,397,509			<88,137> 92,162	<397,071> 420,246	<33,834> 35,563	<1,820,022> 1,945,481	<87,660> 93,828	<7,246>	<1,914,928> 2,046,554
19	<1,270,568> 1,301,810			<88,142> 88,958	<401,527> 398,579	<34,677> 34,328	<1,794,914> 1,823,675	<82,692> 84,674	<7,246>	<1,884,852> 1,915,595
20	<1,240,188> 1,166,496			<85,711> 82,145	<395,200> 362,067	<34,366> 31,523	<1,755,465> 1,642,231	<76,920> 71,885	<7,246>	<1,839,631> 1,721,362
21	<1,195,052> 1,207,568			<83,658> 83,230	<389,255> 376,161	<34,073> 33,963	<1,702,038> 1,700,921	<74,822> 75,079	<7,246>	<1,784,106> 1,783,247
22	<1,134,604> 1,141,532			<81,822> 80,942	<383,658> 366,356	<34,083> 33,733	<1,634,167> 1,622,563	<77,333> 77,394	<7,246>	<1,718,746> 1,707,203
23	<1,085,263> 1,114,990			<79,451> 78,895	<376,816> 364,483	<34,156> 34,055	<1,575,686> 1,592,422	<77,318> 79,025	<7,246>	<1,660,250> 1,678,694

- 注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、厚生年金基金が代行している部分の積立金を含まない。
- 注2 <>内は、簿価ベースである。
- 注3 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。
- 注4 国共済の時価ベースの積立金は、平成10年度末が82,883億円、11年度末が85,252億円、12年度末が87,227億円である。
- 注5 旧農林年金から厚生年金へ、平成14年度に1.58兆円、15年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金には、平成15年度に3.50兆円、16年度に5.39兆円、17年度に3.46兆円、18年度に0.68兆円、19年度に0.56兆円、20年度に0.35兆円、21年度に0.19兆円、22年度に0.01兆円の解散厚生年金基金等徴収金がある。

○図表 2-1-17 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
8	25,392	2,416	605	2,187	5,158	287	36,045	30,319	66,364
9	26,451		587	2,184	5,079	276	34,977	29,018	63,995
10	25,804		577	2,178	5,033	265	33,857	28,132	61,989
11	24,750		562	2,128	4,916	253	32,610	26,941	59,551
12	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
13	23,059		527	2,004	4,509	228	30,328	24,251	54,579
14	22,638			1,925	4,325	218	29,193	22,916	52,110
15	21,428			1,825	4,026	204	27,484	21,378	48,862
16	20,145			1,729	3,770	192	25,836	19,957	45,793
17	18,923			1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18	17,395			1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19	16,241			1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20	15,178			1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21	15,244			1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160
22	13,864			1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
23	11,971			1,049	2,323	100	15,443	10,855	26,298

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の平成9年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値(410億円)を含む。同様に、14年度の額は旧農林年金分(87億円)を含む。

○図表 2-1-18 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》(特別国庫負担分を除く)

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
8	73,927	1,292	1,131	2,792	7,800	862	87,804	23,061	110,865
9	79,669		1,164	2,945	8,216	912	93,132	23,619	116,751
10	84,991		1,224	3,144	8,786	984	99,129	24,995	124,124
11	89,002		1,281	3,329	9,280	1,047	103,939	26,848	130,787
12	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
13	97,575		1,380	3,719	10,088	1,175	113,937	29,319	143,255
14	102,730			3,915	10,635	1,259	118,780	30,873	149,653
15	106,850			4,009	10,905	1,319	123,082	31,610	154,692
16	110,314			4,087	11,074	1,376	126,852	32,192	159,044
17	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18	119,991			4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19	126,829			4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20	133,101			4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21	140,933			4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
22	143,640			5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
23	145,301			5,122	13,047	1,950	165,420	31,961	197,382

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の存続組合等が平成9年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額(226億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(242億円)を含む。

○図表 2-1-19 基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、
金拠出金算定対象者数等の推移

○確定値ベース

年度	基礎年金給 付費と基礎 年金相当給 付費の合計 額 ①	特別国庫 負担額 ②	保険料・拠 出金算定対 象額 ①-②	基礎年金 拠出金 単価 ①-②/③/12	合計 ③	基礎年金拠出金算定対象者数						
						厚生年金	旧三共済		国共済	地共済	私学共済	国民年金
							旧三共済	旧農林年金				
平成7	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860
8	115,772	4,907	110,865	14,972	61,709	41,149	719	630	1,554	4,341	480	12,836
9	121,639	4,889	116,751	15,765	61,713	42,232		615	1,557	4,343	482	12,485
10	129,066	4,942	124,124	16,988	60,887	41,691		600	1,542	4,310	483	12,261
11	135,656	4,869	130,787	18,024	60,469	41,149		592	1,539	4,291	484	12,413
12	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162
13	148,173	4,918	143,255	20,149	59,249	40,356		571	1,538	4,172	486	12,126
14	154,563	4,910	149,653	21,450	58,142	40,006		(565)	1,521	4,132	489	11,994
15	159,559	4,868	154,692	22,239	57,965	40,038			1,502	4,086	494	11,845
16	163,886	4,842	159,044	22,924	57,816	40,102			1,486	4,026	500	11,702
17	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701
18	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990
19	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419
20	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690	40,994			1,421	3,748	522	10,005
21	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342	40,204			1,412	3,675	523	9,528
22	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141
23	200,615	3,233	197,382	30,587	53,776	39,587			1,396	3,555	531	8,708

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 ()内は、旧農林年金が納付する額を算定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金の内数である。

注3 平成17年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

【2 被保険者の現状及び推移】

○図表 2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金						
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人						千人	千人	千人	千人	千人	第1号	第3号
														千人	千人
平成7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201					
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015					
9	33,468		490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949					
10	32,957		482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818					
11	32,481		475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686					
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531					
13	31,576		459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334					
14	32,144			1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236					
15	32,121			1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094					
16	32,491			1,086	3,111	442	37,130	70,293	22,170	10,993					
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922					
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789					
19	34,570			1,058	2,992	464	39,084	70,066	20,354	10,628					
20	34,445			1,053	2,946	472	38,916	69,358	20,007	10,436					
21	34,248			1,044	2,908	478	38,677	68,738	19,851	10,209					
22	34,411			1,055	2,878	485	38,829	68,258	19,382	10,046					
23	34,515			1,059	2,858	492	38,924	67,747	19,044	9,778					

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○図表 2-2-7 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
		旧農林年金			
平成	円	円	円	円	円
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	373,849		545,429	599,560	486,689
	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>
19	372,460		546,141	594,926	484,458
	<312,258>		<413,158>	<447,103>	<368,707>
20	370,810		548,284	587,220	482,658
	<312,813>		<415,247>	<440,923>	<369,017>
21	359,146		539,116	568,361	479,000
	<304,173>		<410,279>	<435,521>	<368,098>
22	358,838		532,662	556,707	475,929
	<305,715>		<408,814>	<431,808>	<367,359>
23	359,455		527,366	553,772	472,464
	<304,589>		<410,861>	<428,670>	<366,072>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。

また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

○図表 2-2-8 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	1,516,357			70,337	218,829	26,827	1,832,350
	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	1,548,385			69,827	213,998	27,109	1,859,319
	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>
20	1,560,260			69,815	207,916	27,462	1,865,454
	<1,311,201>			<52,350>	<155,580>	<20,846>	<1,539,977>
21	1,492,011			68,463	198,596	27,600	1,786,670
	<1,271,939>			<51,945>	<151,471>	<21,094>	<1,496,450>
22	1,492,051			67,137	192,503	27,788	1,779,480
	<1,266,338>			<51,392>	<148,500>	<21,331>	<1,487,561>
23	1,499,487			67,065	190,187	28,041	1,784,781
	<1,269,651>			<51,920>	<146,776>	<21,600>	<1,489,947>

注1 年度間累計の額である。

注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

○図表 2-2-9 年齢別被保険者数のコーホート増減率
(平成22年度末→平成23年度末)

年齢 (平成23年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				第1号	第3号
	%	%	%	%	%	%	%
20歳	16.1	28.1	27.0	30.6	54.5		
21歳	31.6	72.0	9.8	57.0	3295.7	△ 11.2	72.7
22歳	16.9	17.4	31.0	42.7	35.5	△ 6.6	25.4
23歳	68.2	60.7	57.8	212.7	86.3	△ 34.0	56.4
24歳	13.5	4.4	8.9	31.6	2.1	△ 14.7	34.8
25歳	11.5	1.1	4.3	16.3	3.9	△ 15.5	35.0
26歳	5.3	△ 1.5	0.4	11.9	△ 2.6	△ 13.8	32.2
27歳	2.5	△ 2.6	△ 0.5	6.4	△ 4.0	△ 6.0	21.1
28歳	1.9	△ 3.0	0.6	6.0	△ 5.5	△ 3.0	15.8
29歳	1.4	△ 3.1	1.3	4.1	△ 4.6	△ 7.3	16.3
30歳	1.2	△ 3.1	1.3	2.1	△ 3.4	△ 7.6	12.3
31歳	0.9	△ 2.9	1.8	0.9	△ 3.1	△ 3.5	10.8
32歳	0.7	△ 2.3	1.4	0.6	△ 0.1	△ 1.4	5.6
33歳	0.5	△ 1.9	1.6	△ 3.6	△ 0.5	0.1	0.4
34歳	0.4	△ 1.4	1.4	0.3	0.0	△ 1.4	△ 1.0
35歳	0.4	△ 0.8	1.4	0.3	0.4	△ 0.1	△ 1.0
36歳	0.3	△ 0.0	0.4	△ 1.2	0.7	2.2	1.0
37歳	0.2	0.4	0.8	1.2	0.5	0.2	1.9
38歳	0.2	1.1	0.2	1.3	1.2	△ 0.9	1.2
39歳	0.2	1.6	△ 0.2	3.3	1.1	1.2	0.4
40歳	0.1	2.1	0.4	2.2	1.5	2.5	△ 5.6
41歳	0.1	2.3	△ 0.1	△ 2.4	1.7	△ 0.1	△ 5.4
42歳	0.1	2.8	△ 0.2	0.5	1.9	2.4	△ 2.5
43歳	0.1	2.8	△ 0.3	0.2	2.2	0.6	△ 0.2
44歳	0.0	2.8	△ 0.5	1.1	2.2	1.0	△ 4.0
45歳	△ 0.0	2.6	△ 0.4	2.7	2.2	△ 1.5	△ 4.9
46歳	△ 0.1	2.3	△ 0.3	△ 0.9	1.5	4.0	△ 6.6
47歳	△ 0.1	2.1	△ 0.0	1.4	1.7	2.0	0.2
48歳	△ 0.3	1.5	△ 0.4	0.3	1.9	1.2	△ 1.2
49歳	△ 0.3	1.1	△ 0.3	1.0	1.3	3.0	△ 3.9
50歳	△ 0.4	0.7	△ 0.8	△ 0.2	1.3	△ 2.5	△ 2.9
51歳	△ 0.5	0.3	△ 0.7	△ 0.5	0.7	1.7	△ 1.8
52歳	△ 0.5	△ 0.0	△ 0.8	△ 1.3	0.9	0.9	△ 1.4
53歳	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.7	△ 2.0	△ 0.0	2.2	△ 2.9
54歳	0.0	△ 0.4	△ 17.7	1.2	1.0	7.7	△ 4.3
55歳	△ 0.8	△ 1.2	△ 4.0	0.5	0.2	8.1	△ 6.2
56歳	△ 0.9	△ 1.7	△ 2.8	△ 0.6	△ 0.1	4.4	△ 4.4
57歳	△ 1.2	△ 2.0	△ 2.6	△ 3.1	△ 0.6	2.4	△ 4.5
58歳	△ 1.5	△ 2.8	△ 3.9	△ 1.8	△ 0.7	2.2	△ 9.8
59歳	△ 2.1	△ 3.6	△ 5.8	△ 8.0	△ 1.1	8.7	△ 11.1
60歳	△ 15.6	△ 16.4	△ 9.9	△ 10.4	△ 1.5	△ 93.9	△ 100.0
61歳	△ 1.7	△ 9.1	△ 64.3	△ 90.3	△ 5.3	12.2	
62歳	△ 6.4	△ 9.8	△ 10.4	△ 23.9	△ 1.8	△ 2.7	
63歳	△ 10.5	△ 10.2	△ 10.6	△ 14.9	△ 4.6	△ 9.8	
64歳	△ 18.0	△ 11.9	△ 20.2	△ 27.7	△ 7.2	△ 16.0	
65歳	△ 22.9	△ 23.5	△ 13.3	△ 23.4	△ 7.7	△ 89.6	
66歳	△ 20.2	△ 18.1	△ 79.2	△ 48.5	△ 30.0	△ 19.2	

注 年齢は、各コーホートの平成23年度末における年齢である。

【3 受給権者の現状及び推移】

○図表 2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
20	29,072			1,094	2,543	328.7	27,433
21	30,581			1,139	2,645	347.8	28,286
22	31,982			1,178	2,742	370.4	28,857
23	33,034			1,210	2,830	389.1	29,649

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

○図表 2-3-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778		282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503		294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233		305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005		335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315			879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
20	26,684			1,059	2,426	305.2	26,949
21	28,141			1,105	2,520	322.9	27,787
22	29,433			1,144	2,613	344.7	28,343
23	30,479			1,174	2,700	363.0	29,122

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

○図表 2-3-5 受給権者の年金総額の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金	
						新法基礎年金と旧法国民年金	公的年金制度全体
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	16,845	40,053	1,922	242,258	79,731	321,989
8	189,722	16,935	40,437	2,043	249,137	86,324	335,461
9	197,655	17,013	41,059	2,117	257,845	93,767	351,612
10	207,943	17,290	42,287	2,232	269,753	102,532	372,285
11	216,023	17,331	42,901	2,327	278,583	110,700	389,282
12	223,292	17,557	43,257	2,432	286,539	118,360	404,898
13	228,204	17,534	43,789	2,497	292,025	125,830	417,854
14	239,806	17,656	44,435	2,587	304,484	133,598	438,082
15	246,729	17,690	44,892	2,675	311,987	139,433	451,420
16	249,103	17,588	45,006	2,729	314,428	145,923	460,351
17	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
18	256,032	17,634	45,785	2,888	322,340	161,000	483,339
19	258,382	17,588	46,177	2,946	325,093	168,545	493,638
20	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179
21	270,481	17,919	48,274	3,142	339,816	183,568	523,385
22	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
23	278,741	17,876	49,478	3,292	349,387	194,491	543,878

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

○図表 2-3-11 平均年金月額推移 - 老齢・退年相当 -

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
22	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
23	149,687	194,782	202,718	190,636	54,612

注1 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446
20	117,934	164,784	176,538	159,289
21	115,293	162,325	173,490	156,894
22	111,656	158,062	168,480	152,827
23	110,041	155,871	165,966	151,035

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○図表 2-3-12 平均加入期間の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353	241
8	350	410	405	355	251
9	354	411	407	357	260
10	357	412	408	360	268
11	360	414	408	362	276
12	364	413	410	366	284
13	367	416	410	368	292
14	371	417	411	371	300
15	374	418	413	374	307
16	377	419	414	376	314
17	380	420	415	378	322
18	382	421	416	381	329
19	385	422	418	382	336
20	388	423	419	384	342
21	391	424	420	385	348
22	394	425	421	387	353
23	396	425	422	389	358

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

【4 財政指標の現状及び推移】

○以下の統計表については、付属資料の「長期時系列表－3」を参照のこと。

- ・ 図表 2-4-2 年金扶養比率の推移
- ・ 図表 2-4-6 総合費用率の推移
- ・ 図表 2-4-9 独自給付費用率の推移
- ・ 図表 2-4-12 収支比率の推移
- ・ 図表 2-4-13 積立比率の推移

○図表 2-4-5 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
16	10.3	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
18	10.1	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
19	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
20	10.0	0.1	2.7	12.7	0.1	3.0
21	11.0	0.2	3.0	13.0	0.1	3.2
22	11.1	0.2	3.0	13.1	0.1	2.9
23	10.9	0.2	3.0	13.8	0.1	3.1
(参考)標準報酬月額ベース						
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
16	<12.3>	<0.2>	<3.0>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
17	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
18	<12.1>	<0.2>	<3.1>	<14.9>	<0.2>	<3.3>
19	<11.9>	<0.2>	<3.1>	<15.9>	<0.2>	<3.5>
20	<11.9>	<0.2>	<3.2>	<16.9>	<0.2>	<4.0>
21	<12.9>	<0.2>	<3.5>	<17.2>	<0.2>	<4.2>
22	<13.1>	<0.2>	<3.6>	<17.1>	<0.2>	<3.8>
23	<12.8>	<0.2>	<3.5>	<17.8>	<0.2>	<4.0>
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
16	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
17	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
19	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
20	12.5	0.1	2.4	7.2	0.1	1.3
21	13.6	0.1	2.5	7.4	0.1	1.3
22	14.0	0.1	2.3	7.7	0.1	1.4
23	14.4	0.1	2.4	7.8	0.1	1.4
(参考)標準報酬月額ベース						
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
16	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
17	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>
18	<14.6>	<0.2>	<2.6>	<9.2>	<0.1>	<1.6>
19	<15.4>	<0.2>	<2.8>	<9.3>	<0.1>	<1.6>
20	<16.8>	<0.2>	<3.2>	<9.4>	<0.1>	<1.7>
21	<17.8>	<0.2>	<3.3>	<9.7>	<0.1>	<1.8>
22	<18.1>	<0.2>	<2.9>	<10.0>	<0.1>	<1.8>
23	<18.6>	<0.2>	<3.1>	<10.2>	<0.1>	<1.8>

注1 「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。

○図表 2-4-7 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済		
	総合費用率 実績	保険料率 実績推計	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	
7	<13.7>		16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>		17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>		17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>		17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>		17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	<18.5>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	<19.6>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	<20.7>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	18.1	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	18.6	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	18.7	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.9	18.6	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.9	18.6	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522
20	18.2	19.0	15.350	19.9	15.025	19.2	14.800	12.7	11.876
21	19.2	20.2	15.704	19.9	15.154	19.9	15.154	12.6	12.230
22	19.7	20.6	16.058	20.2	15.508	20.2	15.508	13.6	12.584
23	19.3	20.1	16.412	21.2	15.862	20.7	15.862	13.9	12.938

- 注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。
 注2 総合費用率の厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金の代行部分を含めた推計値である。（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）
 注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。
 注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-6に掲げる率である。

○図表 2-4-8 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績推計
平成	%	%	%	%
15	16.2	13.3	10.5	18.1
16	15.9	14.2	10.7	18.6
17	15.5	14.9	11.0	18.7
18	16.5	15.3	11.2	18.6
19	17.5	16.0	11.5	18.6
20	18.1	17.5	11.8	19.0
21	18.1	17.9	11.4	20.2
22	19.2	19.2	12.3	20.6
23	20.1	19.7	12.6	20.1

(参考) 標準報酬月額ベース

10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<20.7>
15	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<21.7>
16	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<22.3>
17	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<22.4>
18	<22.0>	<20.4>	<14.9>	<22.3>
19	<23.4>	<21.3>	<15.2>	<22.2>
20	<24.2>	<23.4>	<15.6>	<22.7>
21	<23.9>	<23.4>	<15.0>	<23.7>
22	<25.1>	<24.9>	<16.1>	<24.3>
23	<26.0>	<25.5>	<16.4>	<23.8>

- 注1 <>は標準報酬月額ベースの値である。
 注2 国共済、地共済、私学共済の実績(推計)は、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で厚生年金相当部分を推計した額を用いて算出している。
 注3 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金の代行部分を含めた推計値である。（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）

○図表 2-4-10 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
15	4.7	3.7	3.1	3.2
16	4.9	3.9	3.3	3.5
17	4.9	3.9	3.3	3.6
18	5.1	3.8	3.3	3.6
19	5.2	4.0	3.5	3.7
20	5.4	4.1	3.7	3.9
21	5.1	3.6	3.2	3.4
22	5.4	4.1	3.6	3.8
23	5.3	4.2	3.8	3.9
(参考) 標準報酬月額ベース				
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
16	<5.8>	<5.3>	<4.4>	<4.8>
17	<5.9>	<5.2>	<4.4>	<4.8>
18	<6.1>	<5.1>	<4.4>	<4.7>
19	<6.2>	<5.4>	<4.6>	<4.9>
20	<6.5>	<5.5>	<4.9>	<5.2>
21	<5.9>	<4.7>	<4.1>	<4.5>
22	<6.4>	<5.3>	<4.6>	<4.9>
23	<6.3>	<5.4>	<4.9>	<5.0>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

○図表 2-4-11 保険料比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	111.9	96.3	123.5	121.4	117.5
8	107.1	96.0	126.3	118.4	144.5
9	106.8	98.9	126.5	115.6	118.8
10	99.1	97.0	117.1	109.5	113.0
11	95.5	92.7	110.7	104.5	114.3
12	90.5	89.9	105.0	99.0	109.1
13	86.2	87.2	101.3	95.8	100.4
14	82.8	84.7	96.4	95.8	94.0
15	76.2	82.9	90.6	93.2	95.0
16	74.3	84.3	85.3	90.9	92.0
17	75.6	87.0	83.3	91.7	85.7
18	77.3	83.5	82.5	92.7	79.1
19	79.3	79.1	80.5	93.0	78.1
20	79.8	75.0	75.7	93.1	74.1
21	77.6	75.7	74.7	96.9	93.8
22	77.2	75.8	75.1	92.3	125.8
23	81.1	74.1	74.7	92.5	106.5

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行部分を含まない。